有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成27年10月１日
（第50期）　　至　平成28年９月30日

株式会社ＴＫＣ

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

(E04807)

本報告書（【表紙】以降）は、ＥＤＩＮＥＴに提出した開示書類（電子媒体）を印刷したものであります。

目次

頁

表紙
第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１．主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２．沿革 …… 3
　　３．事業の内容 …… 5
　　４．関係会社の状況 …… 8
　　５．従業員の状況 …… 9
　第２　事業の状況 …… 10
　　１．業績等の概要 …… 10
　　２．生産、受注及び販売の状況 …… 17
　　３．対処すべき課題 …… 17
　　４．事業等のリスク …… 20
　　５．経営上の重要な契約等 …… 20
　　６．研究開発活動 …… 21
　　７．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 21
　第３　設備の状況 …… 23
　　１．設備投資等の概要 …… 23
　　２．主要な設備の状況 …… 23
　　３．設備の新設、除却等の計画 …… 25
　第４　提出会社の状況 …… 26
　　１．株式等の状況 …… 26
　　(1) 株式の総数等 …… 26
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 26
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 32
　　(4) ライツプランの内容 …… 32
　　(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 32
　　(6) 所有者別状況 …… 33
　　(7) 大株主の状況 …… 33
　　(8) 議決権の状況 …… 34
　　(9) ストックオプション制度の内容 …… 35
　　２．自己株式の取得等の状況 …… 39
　　３．配当政策 …… 40
　　４．株価の推移 …… 40
　　５．役員の状況 …… 41
　　６．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 44
　第５　経理の状況 …… 59
　　１．連結財務諸表等 …… 60
　　(1) 連結財務諸表 …… 60
　　(2) その他 …… 98
　　２．財務諸表等 …… 99
　　(1) 財務諸表 …… 99
　　(2) 主な資産及び負債の内容 …… 109
　　(3) その他 …… 109
　第６　提出会社の株式事務の概要 …… 110
　第７　提出会社の参考情報 …… 111
　　１．提出会社の親会社等の情報 …… 111
　　２．その他の参考情報 …… 111
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 112

［監査報告書］　［確認書］　［内部統制報告書］

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月26日
【事業年度】	第50期（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
【会社名】	株式会社ＴＫＣ
【英訳名】	ＴＫＣ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　角　一 幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648－2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役　副社長執行役員　経営管理本部長　岩田　仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町２番１号
【電話番号】	(03)3235－5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役　副社長執行役員　経営管理本部長　岩田　仁
【縦覧に供する場所】	株式会社ＴＫＣ東京本社 （東京都新宿区揚場町２番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
売上高	（百万円）	53,387	53,115	54,502	54,928	57,750
経常利益	（百万円）	6,431	6,186	6,401	7,042	7,604
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	3,112	3,685	3,604	4,011	4,770
包括利益	（百万円）	3,232	4,674	3,827	4,149	3,958
純資産額	（百万円）	53,958	57,421	59,906	62,630	64,556
総資産額	（百万円）	69,588	72,723	75,266	76,836	81,116
１株当たり純資産額	（円）	1,975.33	2,106.23	2,205.39	2,304.38	2,374.07
１株当たり当期純利益金額	（円）	116.66	138.44	135.55	151.18	179.65
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	116.60	138.19	135.15	150.63	178.88
自己資本比率	（％）	75.6	77.1	77.7	79.6	77.7
自己資本利益率	（％）	6.0	6.8	6.3	6.7	7.7
株価収益率	（倍）	13.7	12.2	16.0	20.3	17.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	6,889	3,926	4,402	6,485	9,181
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△2,634	△2,026	△2,873	△4,558	△7,022
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,324	△1,291	△1,125	△1,333	△2,225
現金及び現金同等物の期末残高	（百万円）	15,014	15,622	16,025	16,619	16,552
従業員数	（人）	2,558	2,521	2,503	2,500	2,547

（注）１．売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

２．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2)提出会社の経営指標等

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
売上高	（百万円）	50,082	49,355	50,616	50,957	53,361
経常利益	（百万円）	6,352	6,056	6,367	7,032	7,665
当期純利益	（百万円）	3,110	3,626	3,581	4,073	4,542
資本金	（百万円）	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数	（千株）	26,731	26,731	26,731	26,731	26,731
純資産額	（百万円）	51,112	54,479	56,934	59,694	61,370
総資産額	（百万円）	64,765	67,819	69,882	71,234	75,030
１株当たり純資産額	（円）	1,916.60	2,044.87	2,142.76	2,243.29	2,304.61
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	44 (22)	44 (22)	44 (22)	71 (33)	80 (40)
１株当たり当期純利益金額	（円）	116.57	136.22	134.68	153.50	171.08
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	116.51	135.98	134.28	152.94	170.34
自己資本比率	（％）	78.9	80.2	81.3	83.6	81.6
自己資本利益率	（％）	6.2	6.9	6.4	7.0	7.5
株価収益率	（倍）	13.7	12.4	16.1	20.0	18.3
配当性向	（％）	37.75	32.30	32.67	46.25	46.76
従業員数	（人）	2,266	2,231	2,203	2,201	2,234

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。
２．１株当たり配当額には、第49期に５円、第50期に10円の創業50周年記念配当を含んでおります。

２【沿革】

年月	沿革
昭和41年10月	当社は、昭和41年10月22日、会計事務所の職域防衛・運命打開及び地方公共団体の行政効率向上のための計算センターの経営を目的として、栃木県宇都宮市において設立されました。 株式会社栃木県計算センターの設立
昭和46年８月	ＴＫＣ東京計算センターを開設、以後、全国的に計算センターを展開
昭和47年９月	株式会社テイケイシイ東京用品センター（平成５年12月　株式会社ＴＫＣ東京サプライセンターに社名変更）を設立（子会社）［平成12年１月　当社が吸収合併］ 株式会社テイケイシイ大阪計算センター（昭和62年７月　株式会社ＴＫＣ大阪用品センター平成５年12月　株式会社ＴＫＣ大阪サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立(子会社)［平成12年１月　当社が吸収合併］ 株式会社テイケイシイ岡山計算センター（昭和62年７月　株式会社ＴＫＣ中四国用品センター、平成５年12月　株式会社ＴＫＣ中四国サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立(子会社)［平成12年１月　当社が吸収合併］
昭和47年11月	株式会社テイケイシイに商号変更 株式会社テイケイシイ東北計算センター（昭和62年７月　株式会社ＴＫＣ東北用品センター平成５年12月　株式会社ＴＫＣ東北サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立(子会社)［平成12年１月　当社が吸収合併］
昭和47年12月	株式会社テイケイシイ名古屋計算センター（昭和62年７月　株式会社ＴＫＣ中部用品センター、平成５年12月　株式会社ＴＫＣ中部サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立(子会社)［平成12年１月　当社が吸収合併］
昭和48年11月	株式会社テイケイシイ九州計算センター（昭和62年７月　株式会社ＴＫＣ九州用品センター平成５年12月　株式会社ＴＫＣ九州サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立(子会社)［平成12年１月　当社が吸収合併］
昭和50年８月	東京ラインプリンタ印刷株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和51年２月	株式会社テイケイシイ埼玉計算センター（昭和62年７月　株式会社ＴＫＣ関信用品センター平成５年12月　株式会社ＴＫＣ関信サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立(子会社)［平成12年１月　当社が吸収合併］
昭和53年１月	ＴＫＣシステム開発研究所を開設
昭和57年10月	ＴＫＣ保安サービス株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和59年10月	ＴＫＣ税務研究所を開設
昭和60年２月	株式会社ＴＫＣマネジメントコンサルティングを設立（子会社） ［平成23年５月　当社が吸収合併］
昭和60年４月	ＴＫＣ沖縄情報サービスセンターを開設、以後、全国的に情報サービスセンターを展開
昭和60年８月	ＯＡ技術開発センターを開設
昭和61年12月	定款上の商号を株式会社ＴＫＣに変更
昭和62年６月	計算センターの名称を情報センターに改称
昭和62年７月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和62年９月	ＴＡＳＫ技術開発センターを開設

年月	沿革
平成２年３月	ＴＫＣ東京第２情報センター、ＴＫＣ新宿南情報センター及びＴＫＣ池袋情報センターの情報処理サービス部門を統合しＴＫＣ東京統合情報センターを開設
平成２年４月	株式会社ＴＫＣ戦略経営研究所を設立［平成12年10月　当社が吸収合併］
平成３年６月	ＴＫＣデータ・エントリー・センターを開設
平成４年１月	ＴＫＣ判例検索サービスセンターを開設
平成４年11月	ＴＫＣ大阪情報センター、ＴＫＣ京都情報センター及びＴＫＣ兵庫県情報センターの情報処理サービス部門を統合しＴＫＣ関西統合情報センターを開設
平成６年２月	システム開発センターを開設
平成８年３月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成10年１月	ＴＫＣ名古屋情報センター、ＴＫＣ静岡県情報センター及びＴＫＣ長野県情報センターの情報処理サービス部門を統合しＴＫＣ中部統合情報センターを開設
平成10年６月	新システム開発センターを開設
平成11年６月	株式会社スカイコムの株式を取得（現・連結子会社）
平成11年７月	システム開発部門において品質保証の国際規格「ＩＳＯ９００１」の認証を取得
平成13年３月	ＴＫＣ九州情報センター、ＴＫＣ熊本情報センター及びＴＫＣ鹿児島情報センターの情報処理サービス部門を統合しＴＫＣ九州統合情報センターを開設
平成14年11月	登記社名を定款上の商号である株式会社ＴＫＣに変更
平成15年３月	東京ラインプリンタ印刷株式会社において一般財団法人日本情報経済社会推進協会から「プライバシーマーク」を取得
平成15年７月	ＴＫＣ岡山情報センター、ＴＫＣ広島情報センター及びＴＫＣ四国情報センターの情報処理サービス部門を統合しＴＫＣ中四国統合情報センターを開設
平成15年10月	ＴＫＣ北海道情報センター、ＴＫＣ東北情報センター、ＴＫＣ栃木県情報センター及びＴＫＣ沖縄情報センターの情報処理サービス部門をＴＫＣ統合情報センターに、ＳＣＧ部門をＴＫＣＳＣＧサービスセンターにそれぞれ改組 ＴＫＣ情報サービスセンター（会計事務所事業）の名称をＴＫＣＳＣＧサービスセンターに改称 ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）を開設 民間企業では初めて「ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）－ＡＳＰ接続資格審査」に合格
平成16年４月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（地方公共団体事業部門）
平成17年６月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（全社）
平成20年12月	ＡＳＰサービスに係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性に関し、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」（現在は、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」）に基づく報告書を新日本有限責任監査法人より取得
平成22年９月	イノベーション＆テクノロジーセンター（Ｉ＆ＴＣ）を開設
平成27年10月	わが国初、パブリッククラウドサービスにおける個人情報保護の国際規格「ISO/IEC 27018:2014」の第三者認証を取得（10月12日）
平成28年４月	システム・エンジニアリング・センター（ＳＥＣ）ビルを開設

３【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社４社及び関連会社２社により構成されており、会計事務所事業（情報処理サービス、ソフトウエア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売）、地方公共団体事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売）及び印刷事業を営んでおります。

各事業における当グループ各社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の３部門は「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)連結財務諸表　注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

１　会計事務所事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
1. 情報処理サービス ①ＴＫＣ統合情報センターによるコンピュータ・サービス ②ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）によるコンピュータ・サービス 2. ソフトウエア及びコンサルティングサービス ①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウエアの開発提供 ②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売 4. サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等	（サービス及び販売） 当社は、会計事務所またはその関与先企業に対し、情報処理サービス、ソフトウエア及びコンサルティングサービス、オフィス機器及びコンピュータ会計用事務用品の販売等を行っております。 （製造及び制作） 1. 子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するＴＫＣコンピュータ会計用連続帳表等の印刷及びＴＫＣコンピュータ会計システムを利用するための事務用品を製造しています。 2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウエアの開発と販売を行っております。 3. 関連会社㈱ＴＫＣ出版は、ＴＫＣ会員会計事務所及びその関与先企業に価値ある経営情報を提供するために経営、税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作を行っております。 4. 関連会社アイ・モバイル㈱はホームページサービス開発・保守を行っております。 （その他） 子会社ＴＫＣ保安サービス㈱は、当社が所有するビルの警備・営繕等の管理業務を行っております。

２　地方公共団体事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
1. 情報処理サービス ①ＴＫＣ統合情報センターによるコンピュータ・サービス ②ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）によるコンピュータ・サービス 2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス ①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供 ②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売	（サービス及び販売） 当社は、地方公共団体（市町村等）に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売等を行っております。 （製造） 1. 子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するＴＫＣコンピュータ用連続帳表等の印刷を行っております。 2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。

３　印刷事業

主要な製品	当社及び関係会社の位置づけ
コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントサービス、パンフレット等	（製造及び販売） 子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、コンピュータ用連続伝票及び一般事務用伝票等の製造・販売及びＤＰＳ（データプリントサービス）を行っております。

事業の系統図は次のとおりです。

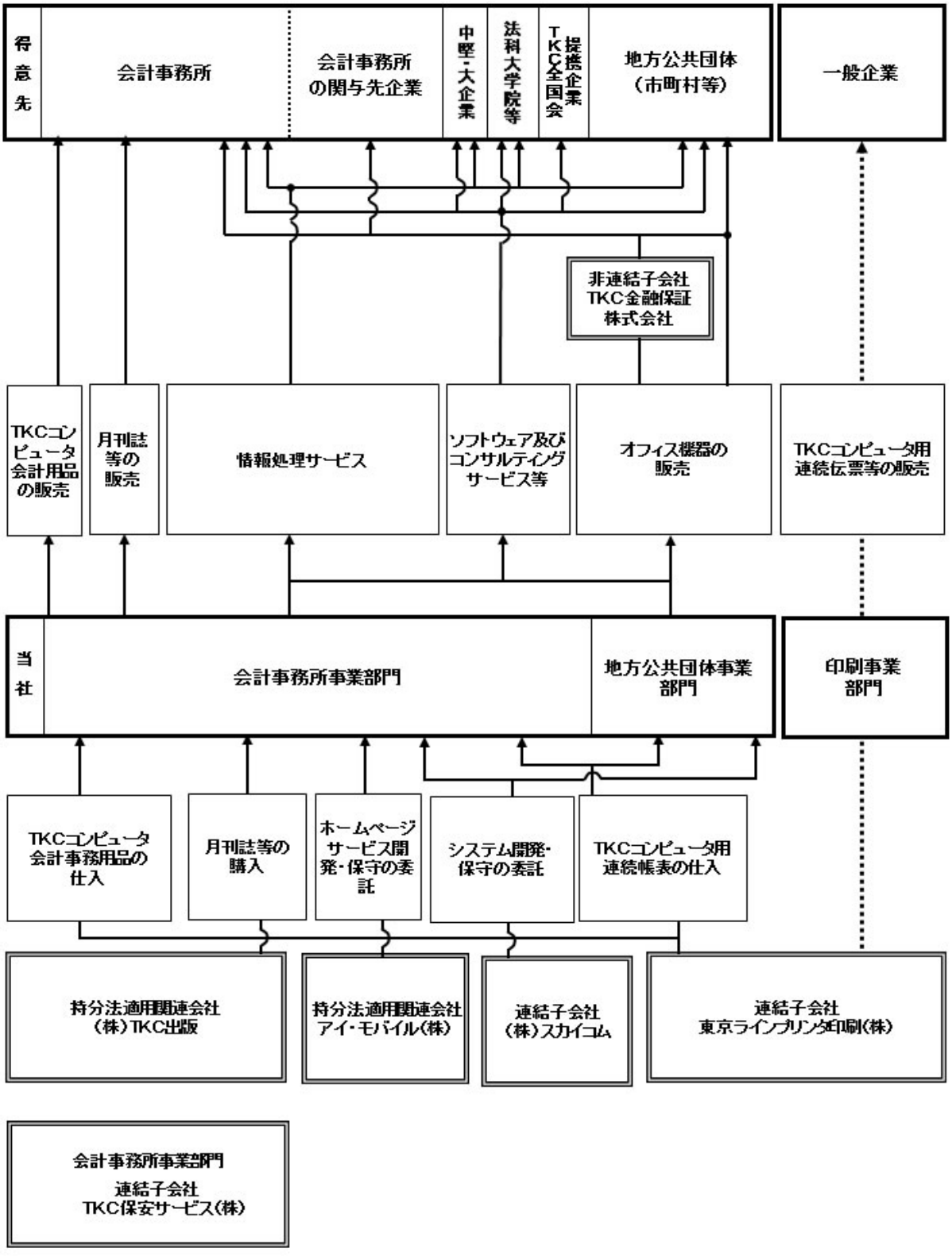

４【関係会社の状況】

(1)連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
東京ラインプリンタ印刷㈱	東京都板橋区	100	印刷業 コンピュータ用連続帳票等の製造・販売	55.0	コンピュータ用連続帳表の仕入等 事務所の賃貸 役員の兼任等…有
ＴＫＣ保安サービス㈱	栃木県宇都宮市	10	警備・営繕及び清掃業務	100.0	警備・営繕等及び梱包・発送業務 役員の兼任等…有
㈱スカイコム	東京都台東区	100	システムの開発と販売	100.0	システム開発の委託 役員の兼任等…有

（注）１．東京ラインプリンタ印刷㈱は特定子会社に該当しております。
２．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2)持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
㈱ＴＫＣ出版	東京都千代田区	166	月刊誌の制作等	32.8	月刊誌の購入等 役員の兼任等…有
アイ・モバイル㈱	東京都千代田区	262	ホームページサービスの開発・保守	30.0	ホームページサービス開発・保守の委託 役員の兼任等…有

（注）有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

５【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

平成28年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,599
地方公共団体事業	542
印刷事業	182
全社（共通）	224
合計	2,547

（注）１．従業員数は就業人員数であります。
２．全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2)提出会社の状況

平成28年９月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,234	38.9	15.7	6,665,062

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,489
地方公共団体事業	542
全社（共通）	203
合計	2,234

（注）１．従業員数は就業人員数であります。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

Ｉ　業績

株式会社ＴＫＣおよびその連結子会社等５社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が57,750百万円（前期比5.1％増）、営業利益は7,642百万円（前期比13.4％増）、経常利益は7,604百万円（前期比8.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,770百万円（前期比18.9％増）となりました。

当期の売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は、前期実績を超えると同時に過去最高を更新する結果となりました。その主たる要因は、前期に引き続き会計事務所事業部門および地方公共団体事業部門の両部門においてクラウドサービスの受注が順調に伸展したこと、また、地方公共団体事業部門においてマイナンバー制度の開始に伴う情報セキュリティー対策の強化（庁内ネットワークのセキュリティー強化）に関する受注があったことなどが挙げられます。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

１．当社グループの通期業績の推移

（１）会計事務所事業部門の売上高の推移

①会計事務所事業部門における売上高は40,636百万円（前期比4.0％増）、営業利益は6,479百万円（前期比16.1％増）となりました。

②コンピューター・サービス売上高は、前期比4.0％増となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「ＦＸ４クラウド」、およびマイナンバーの適切な管理を支援する「ＰＸまいポータル」、ならびに「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（ＯＭＳ）」などのクラウドサービスの利用者数が伸展したことによるものです。

③ソフトウエア売上高は、前期比7.4％増となりました。これは、ＦＸ４クラウドおよびｅ21まいスターも利用者数が伸展したことによるものです。

④コンサルティング・サービス売上高は、前期比10.1％減となりました。これは、ＦＸ４クラウド等の利用者数が伸展したことに伴い、クライアント・サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウエア保守料収入が減少したことによるものです。

⑤パソコン、サーバー等のハードウエア売上高は、前期比3.0％増となりました。これは、第1四半期から取り扱いを開始したWindows10搭載パソコンの販売台数が増加したことによるものです。

（２）地方公共団体事業部門の売上高の推移

①地方公共団体事業部門における売上高は13,455百万円（前期比7.9％増）、営業利益は1,016百万円（前期比7.7％減）となりました。

②コンピューター・サービス売上高は、前期比1.3％増となりました。これは、「新世代ＴＡＳＫクラウド」の顧客団体数の伸展に伴い、利用料が増加したことによるものです。

③ソフトウエア売上高は、前期比4.2％増となりました。これは、マイナンバー制度開始に伴う住基システムの改修および介護保険制度改正に対応したシステムの開発・提供に加えて、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度に伴い「子ども・子育て支援システム」の利用団体数が増加したこと、および新世代ＴＡＳＫクラウドを利用する顧客団体数の増加によるものです。

④コンサルティング・サービス売上高は、前期比36.1%増となりました。これは、地方税電子申告審査サービスの審査サーバーの更改および同サービスの機能拡張に伴う導入支援に関する売上高が増加したことによるものです。

⑤パソコン、サーバー等のハードウエア売上高は、前期比29.7％増となりました。これは、マイナンバー制度の開始に伴い、顧客団体において情報セキュリティー体制の強化が求められたことにより、サーバーやネットワーク機器等の販売台数が増加したことによるものです。

（３）印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

①印刷事業部門における売上高は3,658百万円（前期比8.0%増）、営業利益は143百万円（前期比166.0%増）となりました。

②データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比22.3％増となりました。これは、大手企業からのDM作成などの大口受注を獲得したこと、および参議院選挙や都知事選など官公庁からの受注が増加したことによるものです。

③ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比7.0％減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退が続いていることに加え、前期にあった官公庁からの大口スポット受注が当期はなかったことによるものです。

２．全社に関わる重要な事項

（１）システム・エンジニアリング・センター（ＳＥＣ）ビルの完成

当社は平成28年4月5日、栃木本社敷地内にＳＥＣビル（地上4階建、延床面積3,871.3平方メートル）を完成しました。当ビルはシステム開発における技術研究やＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）の運営、社員の教育の拠点として4月11日より運用を開始しました。

（２）熊本地震への対応

平成28年4月に熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震により、当社のお客さまである会計事務所とその顧問先企業、またアライアンスパートナーを通じて当社システムを利用される市町村が大きな被害を受けました。なお、当社においても営業所（熊本ＳＣＧサービスセンター）が被災しましたが、人的な被害はありませんでした。

今回の地震発生に伴い、当社では被災したお客さまの復旧・復興を支援するため、以下の支援活動を行いました。

①当社社員およびお客さまの安否確認と被災状況の把握

②被災したＴＫＣ全国会会員への見舞金の支払い

③社員有志および当社から、義援金1,000万円を拠出

④被災したＴＫＣ全国会会員の業務再開を支援

⑤アライアンスパートナーへの支援の申し入れ

⑥被災により会計帳簿等を消失した企業に対する、会計帳簿等の無償再出力

⑦パソコン等の無償貸与

⑧平成28年4月分請求の1カ月繰り延べ

３．会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、お客さまである税理士または公認会計士（以下、ＴＫＣ会員）が組織するＴＫＣ全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）ＴＫＣ全国会については、『ＴＫＣ全国会のすべて』またはＴＫＣグループホームページ（http://www.tkc.jp/）をご覧ください。

（１）ＴＫＣ全国会の活動について

①ＴＫＣ全国会創設50周年（平成33年）に向けての政策課題と戦略目標

ＴＫＣ全国会では、「ＴＫＣ全国会創設50周年に向けての政策課題と戦略目標」を掲げ、ＴＫＣ会員事務所数の拡大と顧問先企業数100万社を目指した戦略目標を設定するとともに、「中小企業の存続・発展の支援」に向けた積極的な取り組みを行っています。

その具体的な戦略目標は以下のとおりです。

1)ＴＫＣ会員事務所数：1万超事務所

2)ＴＫＣ会員事務所の税理士数：1万5,000人

3)Ｋ（継続ＭＡＳシステムの徹底活用）・Ｆ（ＴＫＣ自計化システムの普及）・Ｓ（税理士法第33条の2による「書面添付」の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社

4)巡回監査士数：2万人

5)企業防衛加入関与先企業数：30万社

②ＴＫＣ全国会の重点活動テーマ

ＴＫＣ全国会では、統一行動テーマ「Chance,Change and Challenge 未来を拓く。ＴＫＣ会計人の新成長戦略2021！」を掲げ、戦略目標を実現するためのロードマップを策定しました。このロードマップでは創設50周年までの期間を三つに分け、その第1ステージの期限となる平成28年12月末までの具体的な活動を以下のとおり定めています。

1)会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう

2)書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう

3)決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう

4)会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう

こうしたＴＫＣ全国会の活動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではその活動を支援し、中小企業の存続と発展に役立つコンピューター・サービス、ソフトウエアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

（２）「ＴＫＣ経営戦略2021」について

当社は、平成26年1月に「ＴＫＣ経営戦略2021」を発表しました。これはＴＫＣ全国会の戦略目標達成を支援するため、当社が重点的に取り組む項目を「ＴＫＣ会員事務所数1万超事務所」と「ＴＫＣ自計化システム50万社」の二つとし、その具体的な施策をまとめたものです。

①「ＴＫＣ会員事務所数１万超事務所」に向けた支援活動

ＴＫＣ全国会では、平成29年9月末までに、ＴＫＣ会員事務所数を9,501以上とするための「プロジェクト９５０１」へ積極的に取り組んでいます。当社ではその達成に向けてＴＫＣ全国会と緊密に連携して会員導入活動を行っています。

当期においては、未入会会計人に対してマイナンバー制度や改正消費税法、FinTechへの当社の対応を訴求し、問い合わせ等を受けた1,400名超を対象として入会促進を実施しました。

また、ＴＫＣ全国会の協力の下で、中・大規模事務所や公認会計士、登録5年未満の税理士、税務官公署退官者を対象として、対象ごとに訴求点を変えた会計事務所経営セミナーを開催しました。これらセミナーには延べ約2,150名の未入会会計人に参加いただいています。特に中・大規模事務所向けのセミナーでは、企業向けFinTechサービス「銀行信販データ受信機能」や金融機関向けFinTechサービスの「ＴＫＣモニタリング情報サービス」等の活用による顧問先企業の経理業務の合理化、早期の財務情報の提供による経営者の意思決定の支援、決算書の信頼性の向上等を訴求し、220名を超える未入会会計人に参加いただきました。

こうした活動の結果、ＴＫＣの会員数は平成28年9月30日現在で1万1,000名、事務所数は約9,300事務所となっています。

②「ＴＫＣ自計化システム50万社」に向けた活動

当社では、中小企業経営者によるタイムリーな経営状況の把握と経営計画の進捗状況の確認を支援する自計化システム（「ＦＸ２」と「ｅ21まいスター」、以下ＦＸシリーズ）の普及促進に注力しています。

当期においては、以下の推進活動を行った結果、ＴＫＣ会員事務所での自計化推進活動が活発となり、年間の新規システム受注数が3万社を超えるなどの顕著な実績を残すことができました。ＦＸシリーズは、平成28年9月30日現在で約23万社に利用いただいています。

1)中小企業のマイナンバー対応支援

平成28年1月からスタートしたマイナンバー制度を“てこ”として「戦略給与情報システム（ＰＸシリーズ）」および、マイナンバーの適切な管理を支援するクラウドシステム「ＰＸまいポータル」（平成27年11月提供）の利用促進を行いました。この活動は、a)ＴＫＣ会員による顧問先の適切で効率的なマイナンバー制度対応支援、b)他社システムでのマイナンバー制度対応をきっかけとした顧問先の離脱防止とＴＫＣ会員事務所の収益拡大、c)ＰＸまいポータル導入をきっかけとしたＦＸシリーズの導入――を実現することを目的としています。

ＰＸまいポータルは平成28年9月30日現在で、約3万5,000社の顧問先で利用されています。

2)企業向けFinTechサービス

ＦＸシリーズの機能強化として平成28年6月1日からＴＫＣ会員の顧問先企業向けにFinTechサービス「銀行信販データ受信機能」の提供を開始しました。これは全国で99%超の金融機関※（法人口座）や主要な信販会社から取引データを受信し、あらかじめ設定した仕訳ルールをもとに仕訳を簡単かつ正確に計上できるようにするものです。仕訳の約40%（当社調べ）を占める銀行取引に関わる経理事務の合理化を支援します。

「銀行信販データ受信機能」は、平成28年9月30日現在で約6,000社に利用されています。

※都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫

3)金融機関向けFinTechサービス

平成28年10月から金融機関向けFinTechサービス「ＴＫＣモニタリング情報サービス」の提供を開始しました。これは、ＴＫＣ会員が行う月次巡回監査により信頼性の確保された財務データを、ＴＫＣ会員事務所が顧問先からの依頼に基づいて金融機関に提供するサービスです。

その提供目的は、金融庁が「金融行政方針」（金融庁、平成27年9月公表）により「事業性評価」と「FinTech」への対応を金融機関へ求めていることを踏まえ、その対応支援を行うことで、金融機関に対してＴＫＣ会員の業務品質の高さを訴求し、相互連携を深めることにあります。

平成28年6月からは、この取り組みに先行する常陽銀行や西武信用金庫との連携に関する広報・広告活動へ積極的に取り組んだほか、全国で20の地域会とともに各地域の金融機関に対して当サービスの説明会を開催しました。この活動の結果、9月30日までに全国214の金融機関から当サービスに関する利用の意向を受け、そのうち123の金融機関から正式に申し込みをいただきました。

4)ＴＫＣ方式による自計化ステップアップ研修

ＴＫＣ方式による自計化の取り組みを開始したＴＫＣ会員事務所を支援するため、平成28年4月より全国56カ所で「ＴＫＣ方式による自計化ステップアップ研修会」を開催しました。

この研修会は「導入編」と「運用編」6講座からなり、自計化支援、経営助言、事務所管理に役立つＴＫＣシステムの各種機能を学ぶものです。これによりＴＫＣ自計化システムのスムーズな活用を支援し、ＴＫＣ全国会が目指す「事務所総合力」の強化へ貢献することを目的としています。

当期においては、自計化推進を一気に進めるため前述の企業向けFinTechサービスの機能を当研修会で紹介するとともに、ＴＫＣ会員事務所主催の「銀行信販データ受信機能立ち上げ支援研修会」の開催を支援しました。

③中堅企業に対する自計化推進活動（「ＦＸ４クラウド」の推進活動）

ＴＫＣ会員の中堅優良顧問先企業の離脱防止と顧問先企業拡大の支援を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「ＦＸ４クラウド」を提供しています。当期においては、1)銀行信販データ受信機能の利用による経理事務の省力化、2)他社業務システムデータを読み込む、仕訳連携機能の利用による経理事務の省力化、3)多段階の部門別体系の設定による業績管理を可能とするＭＲ設計ツールの活用――を切り口とした活動を実施しました。

また、この活動の一環としてすでに1社以上の導入経験を持つ会員事務所職員を対象として、「ＦＸ４クラウドステップアップ研修会」を開催しました。これはユーザー企業を直接支援する会員事務所の職員にシステムの導入効果を実感していただき、さらなる導入促進へつなぐことを狙いとしています。

こうした活動の結果、ＦＸ４クラウドの利用社数は平成28年9月30日現在で約9,100社となりました。

（３）「ＴＫＣ全国会７０００プロジェクト」への支援活動

ＴＫＣ全国会では、7,000件の「経営改善計画策定支援事業」を実施することを目標として平成26年4月に「ＴＫＣ全国会７０００プロジェクト」を設置し、認定支援機関であるＴＫＣ会員に対して当事業への積極的な参画を勧奨してきました。その結果、これまでにＴＫＣ会員が実施した支援件数は約5,600件（平成28年9月30日現在）と利用件数全体の約5割を占め、ＴＫＣ全国会に対する中小企業庁や金融機関等からの高い評価につながっています。

当社ではその活動を支援するため、「ＴＫＣ７０００プロジェクト推進支援本部」を設置し、信用保証協会や金融機関との関係強化の支援に努めました。

（４）「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、ＴＫＣ会員が作成する決算書の信頼性を高め、顧問先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として「記帳適時性証明書」を発行しています。これは、過去データの遡及的な加除・訂正の会計処理を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、ＴＫＣ会員が毎月、顧問先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社ＴＫＣが第三者として証明するものです。

この記帳適時性証明書は、全国の金融機関から高く評価され、三菱東京ＵＦＪ銀行の融資商品「極め」や商工組合中央金庫をはじめとした多くの金融機関おいて、融資や金利優遇の判断にこれを用いる融資商品が提供されています。

（５）税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（ＯＭＳ）の促進

①マイナンバー制度対応支援

ＴＫＣ会員事務所のマイナンバー対応を支援するため、平成27年10月に「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（ＯＭＳ）」を改訂し提供しました。この改訂では、マイナンバー制度にかかる法令および「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」に定められた特定個人情報の安全管理措置を順守できるよう、入力制限や閲覧制限、出力制限、オフライン利用権限などの仕組みを組み込むとともに、当社のデータセンターでマイナンバーを安全・安心に保管し、ＴＫＣ会員事務所内のサーバーやパソコン内にマイナンバーを含むデータを残さない仕組みを構築しました。

②ＯＭＳ利用促進を通じた生産性と業務品質の向上を支援

新たにＴＫＣ方式による自計化を推進する事務所を支援することを目的として、平成28年6月から「自計化ステップアップ研修（運用編）」を実施しＯＭＳの機能を紹介するとともに、「実践事務所見学会」への参加を働きかけ、その利用を促進しています。

こうした活動の結果、ＯＭＳは平成28年9月30日現在で6,500事務所に導入されています。

（６）大企業市場における顧問先拡大支援

ＴＫＣシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務の合理化に貢献するとともに、これらの企業をＴＫＣ会員の顧問先とするため積極的に活動しています。

上場企業を中心とする大企業市場においては、昨今の税制改正による法人税の法定実効税率の段階的な引き下げや、企業会計基準委員会より公表された「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」など複雑化する税効果計算に対する解決策、マイナンバー制度や消費税改正への対応、移転価格税制に係る文書化制度に伴い導入される多国籍企業情報の報告制度（国別報告書・マスターファイル提供義務化）への対応など、相次ぐ法・制度改正への対応が求められています。また、ＩＦＲＳ（国際会計基準）の任意適用要件の緩和により上場企業を中心に適用企業が増加傾向にあることや、決算早期化要請の高まり、国税関係書類のスキャナ保存制度の規制緩和に伴う証憑書類の電子保存化ニーズの高まりへの対応なども求められています。加えて、グループの成長戦略として海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性などの確保が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理体制の強化が必至となっています。

当社では、このような環境の変化を捉え、大企業向けに「ＴＫＣ連結グループソリューション」（連結会計システム「ｅＣＡ－ＤＲＩＶＥＲ」、連結納税システム「ｅＣｏｎｓｏｌｉＴａｘ」、税効果会計システム「ｅＴａｘＥｆｆｅｃｔ」、法人電子申告システム「ＡＳＰ１０００Ｒ」、統合型会計情報システム「ＦＸ５」、電子申告システム

「ｅ－ＴＡＸシリーズ」、固定資産管理システム「ＦＡＭａｎａｇｅｒ」、海外ビジネスモニター「ＯＢＭｏｎｉｔｏｒ」ほか）を積極的に推進しています。

当期においては、ＴＫＣ全国会中堅・大企業支援研究会（平成28年9月30日現在の会員数は約1,240名）、ＴＫＣ全国会海外展開支援研究会（平成28年9月30日現在の会員数は約430名）と連携して、「税制改正」「税務コーポレートガバナンス」「国税関係書類のスキャナ保存制度」「決算早期化」をテーマとしたセミナーや「連結納税事例」「在アジア子会社のミス・不正の発見・牽制事例」「移転価格課税に係る事例」「海外子会社の予実管理の成功／失敗事例」を紹介するセミナーを開催したほか、当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かしたトータル提案を実施しました。また、平成28年6月30日から「電子帳簿保存法第4条第３項（スキャナ保存制度）」に対応した大企業向けクラウドサービス「ＴＫＣ証憑ストレージサービス（ＴＤＳ）」、7月1日から報酬・不動産使用料等の支払先のマイナンバー管理に特化したクラウドサービス「ｅ－ＴＡＸ法定調書（報酬・不動産マイナンバーオプション）」の提供を開始しました。

こうした活動の結果、ＴＫＣ連結グループソリューションの利用企業数は、平成28年9月30日現在で約2,500企業グループ（約1万6,600社）となり、日本の上場企業の売上トップ100社のうち70％を超える企業に採用されることになりました。

なお、これらの企業に対しては、800名を超えるＴＫＣ会員にシステムコンサルタントとして就任いただいています。

（７）法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「ＬＥＸ／ＤＢインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる27万5,000件超（平成28年9月30日現在）の判例等を収録しています。また、ＬＥＸ／ＤＢインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「ＴＫＣローライブラリー」には89万5,000件超の文献情報、46の「専門誌等データベース」との連動など、収録情報総数は232万8,900件を超え、ＴＫＣ会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成28年9月30日現在で約1万6,600超の機関に利用されています。

当期においては、ＴＫＣローライブラリー基本サービスセット、交通事故関連やビジネス法務関連など実務に役立つコンテンツを軸とした販売促進へ取り組むとともに、登録5年未満の弁護士（組織内弁護士を含む）を対象とした「法律事務所実務セミナー」を６つのテーマで、9回開催し好評を得ました。また、「最高裁判所判例解説」「ＮＢＬ（New Business Law）」「資料版商事法務」と組み合わせたセット商品の促進活動により、弁護士や企業法務部等の実務家への販売強化を図っています。

アカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院に対してコストパフォーマンスの高い「ＴＫＣ法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在67校で利用されています。また、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）、さらに「学習支援ＮＡＶＩ」「判例学習ドリル」を活用して司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能を提供したことにより、その利用者数が拡大しています。

なお、「ＴＫＣローライブラリー（海外版）」の代理店販売については、韓国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成28年9月30日現在で60件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

４．地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

（１）市区町村向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、全国の市区町村を対象とした「ＴＫＣ行政クラウドサービス」を提供しています。これは、住民向けサービスおよび基幹系・庁内情報系の各種業務を支援する「ＴＡＳＫクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「ＴＡＳＫアウトソーシングサービス」により構成されています。

特に、ＴＡＳＫクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）する単一のパッケージシステムであり、国が推進する「自治体クラウド」のモデルとしても注目されています。このため、基幹系業務システム（住基・税・福祉など）において、当社サービスを採用されているのは「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」（18町村）や「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」（４市町）、「群馬県吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会」（６町村）、「野田村・普代村・大槌町　自治体クラウド」（３町村）、「河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町自治体クラウド推進協議会」（４町）など全国約130団体（平成28年９月30日現在）となっています。

また、平成27年３月に提供を開始した基幹系業務システム「新世代ＴＡＳＫクラウド（番号制度対応版）」は、マイナンバー制度へ対応するとともに、業務に不慣れな新任職員や臨時職員でも迷わず正しい業務処理を可能とするな

ど大幅な機能強化を図りました。当期においては、平成29年７月からスタートする国・地方間での情報連携への対応準備を進めたほか、これまでに累計66団体（平成28年９月30日現在）において新世代ＴＡＳＫクラウドへの移行作業を実施しました。なお、平成29年１月までには全ての当社基幹系業務システム利用団体の移行を完了する見込みです。

（２）住民向けクラウドサービスの拡充

平成28年1月から交付が開始されたマイナンバーカードの普及に伴い、総務省が推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」サービスの導入団体が急増しています。当社では、これを実現するシステムとして「ＴＡＳＫクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。

全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして多くの稼働実績を持つことから、政令指定都市を含め全国から引き合いが相次ぎ、当期においては新たに25団体から受注しました。これにより、ＴＡＳＫクラウド証明書コンビニ交付システムは、平成28年9月30日現在で54団体に採用されています。

（３）地方税の電子申告への対応

当社では、一般社団法人地方税電子化協議会の認定委託先事業者として、同会が運営する地方税電子申告・電子納税のサービスをクラウド方式で提供するとともに、各団体が運用する税務システムとのデータ連携サービスを独自に開発・提供しています。本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国40社超のシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しており、現在、「ＴＡＳＫクラウド地方税電子申告支援サービス」は、全都道府県・市区町村の約4割にあたる720団体（平成28年9月30日現在）に採用されています。

また、税務業務の効率化とコスト削減に加え、最近では紙媒体に起因する情報漏えいの防止策としても「ＴＡＳＫクラウド課税資料イメージ管理サービス」に対する注目度が高まっており、平成28年9月30日現在で53団体に利用されています。

（４）地方公会計の統一的な基準への対応

いま市区町村では「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総務大臣通知／平成27年1月23日公表）を受け、原則として平成29年度までに「複式簿記の導入」「固定資産台帳の整備」を前提とした統一基準による財務書類等を作成することが求められています。当社では、これに対応した「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」とその関連システム「ＴＡＳＫクラウド固定資産管理システム」を提供しています。

その最初のユーザーとして、平成28年4月1日から、奈良県香芝市および栃木県益子町で全国に先駆けて日々仕訳方式（リアルタイム変換）による運用がスタートしました。これらの導入実績に加え、当社独自の機能等が注目されたことで同システムへの引き合いが相次ぎ、当期においては新たに25団体から受注しました。これにより、ＴＡＳＫクラウド公会計システムは、平成28年9月30日現在で約150団体に採用されています。

（５）その他、法律および制度改正等への対応

マイナンバー制度の開始に伴い、関連するシステムの機能追加を図りました。また、「個人番号を適切に管理するために必要な措置（安全管理措置）」に欠かせない情報セキュリティー対策ソリューションについて積極的な提案活動を行いました。

さらに、平成29年7月から始まる国・地方間の情報連携を見据え、関連システムおよび各種機能の強化拡充策について調査・分析を進めました。

５．印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、一般的にビジネス帳票の売上高が減少傾向にあるものの、当期においては大手顧客からの帳票受注を獲得し小幅な減少で推移しています。

また、データプリントサービス分野では、官公庁等の入札物件、参議院選挙関連、民間企業からのDM印刷・発送、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）案件などの大口受注があり、当期の印刷事業全体の売上高は、前期比8.0%増となりました。

Ⅱ．キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ66百万円減少し、16,552百万円になりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

１．営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローについては、9,181百万円増加（前連結会計年度比2,696百万円収入増）しました。その主な理由は、税金等調整前当期純利益が7,573百万円計上されたこと等によるものです。

２．投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては、7,022百万円減少（前連結会計年度比2,464百万円支出増）しました。その主な理由は、投資有価証券の取得16,163百万円を支払ったこと、および投資有価証券の償還7,500百万円の入金があったこと等によるものです。

３．財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローについては、2,225百万円減少（前連結会計年度比892百万円支出増）しました。その主な理由は、平成27年9月期期末配当ならびに平成28年9月期中間配当2,069百万円を支払ったこと等によるものです。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

特に記載すべき事項はありません。

(2)受注状況

特に記載すべき事項はありません。

(3)販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
会計事務所事業	40,636	104.0
地方公共団体事業	13,455	107.9
印刷事業	3,658	108.0
合計	57,750	105.1

（注）１．セグメント間の取引については相殺消去しております。
２．金額には消費税等は含まれておりません。

３【対処すべき課題】

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

１．会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門では、会計事務所とその顧問先企業の発展に貢献することが最も重要な経営課題であると捉え、今後もＴＫＣ全国会の諸活動との密接な連携を図るとともに、ＴＫＣ会員の活動を支えるシステムやサービスの開発・提供を通じて、その活動を支援してまいります。

（１）システムの競争力の強化

当社では、以下の取り組みを通じてシステムの競争力の強化を図り、優位性を訴求することで他社との差別化に努めます。

①当社システムの「強み」は税務と会計の一気通貫にあります。その特長は、法令および会計基準への完全準拠性を堅持しながら、関連する税務申告書と連動させ、会計・税務・電子申告の一気通貫を実現していることです。今後も、法令改正や制度変更に迅速・的確に対応し、こうした強みを強化します。

②当社システムの最大の特長は、単にシステムやサービスの提供にとどまらず、税務と会計の実務に精通したＴＫＣ会員がシステムの導入から運用まで、きめ細かなサポートを行い、企業の適法・適正な税務と会計の処理を支援していることにあります。当社では、こうしたＴＫＣ会員の業務品質のさらなる高付加価値化を支援するため、会員への支援体制の強化を図ります。

（２）自計化推進活動

当社では、ＴＫＣ全国会の戦略目標達成を支援するため、企業経営者の迅速な意思決定を支援する機能の強化・拡充と、遡及的な加除・訂正の会計処理ができないシステムの強みを生かした活動を展開します。

（３）ＴＫＣ会員事務所１万超事務所の達成の支援

ＴＫＣ全国会の戦略目標を達成するためには、ＴＫＣ全国会ニューメンバーズ・サービス委員会が掲げるＴＫＣ会員事務所1万超事務所の達成が前提となります。当社では、ＴＫＣ会員と連携した会員導入活動へ取り組み、ＴＫＣ全国会の戦略目標の達成に貢献します。

（４）ＴＫＣローライブラリーの利用拡大

ＴＫＣローライブラリーの利用拡大を目指し、ＬＥＸ／ＤＢインターネット等の主要コンテンツの機能を強化するとともに、実務家の業務を支援するデータベースや専門誌等のデータベース化によりコンテンツを拡充することで、法律事務所の業務を支援します。

２．地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門では、今後も最新のICTを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて、住民の利便性向上と行政効率の向上を支援することが重要な経営課題であると捉え、以下に取り組みます。

（１）マイナンバー制度開始後を見据えた新たな住民サービスの開発

平成28年1月の番号利用、ならびに平成29年7月の情報連携が開始されることに伴い、市区町村においてはマイナンバーを活用してさらなる利便性向上を図る新たな住民サービスの提供が期待されています。このため、国の動向等を注目しつつ最新のICT（タブレット端末やスマートフォン等）を活用し、「新世代ＴＡＳＫクラウド」と連携した新たな住民向けサービスの開発に取り組みます。

（２）最適な業務プロセスの実現

地方公共団体市場における当社の強みは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が単一システムを共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）できることにあります。これらの強みを生かしながら、柔軟性や拡張性、安全性といったクラウドコンピューティングの特長を取り入れ、最適なコストで、最適な業務プロセスを実現できるシステムを継続して探求します。

３．印刷事業部門の対処すべき課題

当グループの印刷事業部門では、「得意先のダイレクトコミュニケーションへの貢献」と「得意先の間接業務アウトソーシング受託」を掲げ、アナログ印刷技術とデジタル印刷技術を融合した受注体制と生産体制を確立し、データプリントサービス（ＤＰＳ）、ビジネスプロセスアウトソーシング（ＢＰＯ）の拡販のため以下へ取り組みます。

（１）新規顧客の開拓により、データプリントサービス関連商品の販売促進へ注力します。

（２）アナログとデジタルを融合した印刷技術を得意先に提案し、その顧客とのダイレクトコミュニケーションへ貢献します。

（３）ビジネス・プロセス・アウトソーシングとして顧客の間接業務を受託し、高品質を担保しつつ業務効率化、コスト削減、情報セキュリティーリスクの低減など顧客の経営効率化に寄与します。

（４）既存得意先との関係をさらに深め、シェアアップを図ります。

（５）顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開、生産コスト削減のため新技術開発へ継続して取り組みます。

（６）品質の向上と安定・維持、また品質障害防止のための「品質検査」を強化します。

（７）さらなる内製化を進めることで外注比率を下げ、コスト削減を図ります。

（８）顧客・取引先企業からの信頼獲得およびマイナンバー法の施行に伴い「プライバシーマーク」「ＩＳＭＳ」に基づいた情報セキュリティー体制を一段と強化します。

（９）「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、使用済みのりの浄化処理や大豆を主原料とするインキへの切り替えをさらに進めます。

４．全社の対処すべき課題

（１）法令を完全に遵守したシステムの提供

当社の業務は、税法、会社法、民法、金融商品取引法、地方自治法などの法律に深く関わりながら、高度な社会的責務を持つ税理士・公認会計士および地方公務員の業務遂行を最新のICTを媒介として支援することにあります。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制を整備していきます。

（２）グループガバナンスシステムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規程を体系的にまとめ上げ、グループガバナンスシステムの向上に取り組みます。

（３）働きがいのある組織風土の醸成

「経営の行動指針」に基づき、個人とチームワークを尊重した職場づくりへ努めるとともに、「顧客への貢献」の実現に必要となる従業員の能力開発を積極的に行うことにより、「働きがいのある組織風土」の醸成を推進します。

（４）業務継続性の確保

大規模な自然災害など不測の事態が発生した場合でも、全ての当社顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充へ取り組みます。

（５）情報セキュリティに対する取り組み

当社グループは、会計事務所とその顧問先企業、地方公共団体を対象として常に最新のICTの活用を通して各種情報サービスを提供しており、情報セキュリティーの確保は当社の事業活動の重要課題であり社会的責務です。

また、平成27年10月からマイナンバー制度が開始されたことにより、当社顧客から預託される個人情報に特定個人情報である個人番号が加わり、これらの個人情報の漏えいリスクを低減することがますます重要になってきています。

こうした認識の下、当社グループでは顧客が当社のクラウドサービスを安心して利用いただけるよう、従来より「情報セキュリティー・マネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度」、「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム―要求事項（プライバシーマーク）」などの第三者認証を取得し、またＴＩＳＣにおいて日本公認会計士協会の「監査・保証実務委員会実務指針第86号」に基づく「受託業務に係る内部統制の保証報告書（86号監査報告書）」を受領しています。

さらに平成27年10月12日には、クラウドサービスにおける個人情報の保護に特化した国際規格ISO/IEC27018の国内第１号となる認証を取得しました。今回、この認証を取得したことで、当社が会計事務所や地方公共団体からお預かりしている中堅・中小企業の役社員、住民等のマイナンバーを含む個人情報を、世界最高水準の情報セキュリティー体制下で安全に運用管理していることの客観的な評価を得たこととなり、顧客からの当社のクラウドサービスに対する一層の信頼向上につながるものと考えています。

当社グループでは、引き続き顧客が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の提供に努めてまいります。

４【事業等のリスク】

当社および当社グループの事業等に関連するリスクについては、有価証券報告書に記載した「事業の状況」および「経理の状況」等に関連して、投資者の皆さまにご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載いたします。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆さまのご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示の観点から開示することとしています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の事前防止および発生した場合の迅速な対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討した上で行われる必要性があると考えています。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因を全て網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結会計年度末（平成28年9月30日）現在において当社グループが判断したものです。

１．退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務および関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っています。これらの基礎率が変更となった場合は、結果として当社グループの財政状態および経営成績の変動要因となります。当社グループは、この影響を最小限にすべく退職金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行するなどの施策を実施していますが、その影響を完全になくすことはできません。基礎率の変更は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

２．固定資産価値の減少について

金融商品取引法に基づいて、平成18年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されています。

この固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

３．印刷事業部門の原材料調達費の変動について

当社グループの印刷事業部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めています。しかし、原油価格の高騰や国際市場での需給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達が極めて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

４．個人情報等の保護について

当社グループにおいては、業務上、顧客（会計事務所および地方公共団体等）は保有する法人および個人の情報を大量に預託されているほか、さまざまな内部情報を保有しています。

当社では、こうした情報の管理を徹底するため、情報管理に関するポリシーや手続きを常に見直すとともに、役社員等に対する教育・研修等を行い、情報管理の重要性の周知徹底およびシステム上のセキュリティー対策等を実施しています。

また、「情報セキュリティー・マネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度」、「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム―要求事項（プライバシーマーク）」、クラウドサービスにおける個人情報の保護に特化した国際規格ISO/IEC27018の第三者認証を受けるなど、さらなる情報保護管理体制の強化を図っています。

しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

５．係争事件等について

現在、当社グループの財政状態および経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

当社グループでは、会計事務所とその関与先企業に対し、革新的な情報とマネジメント・ツールを提供するため、並びに地方公共団体に対して、行政事務の効率化・標準化・ネットワーク化を推進するために、ソフトウェアの研究・開発を行っております。

また、研究・開発を行う部門では、システム開発業務における品質管理・品質保証体制の確立・強化を目的として、品質保証の国際規格である「品質システムー設計、開発、製造、据付及び附帯サービスにおける品質保証モデル（ＩＳＯ９００１）」の認証を平成11年７月に取得しております。また平成22年９月にはその範囲を拡大し、地方公共団体事業部システム開発本部においても取得いたしました。

当連結会計年度における研究開発費は74百万円であり、主要な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1) 会計事務所事業

ＴＫＣ給与計算システム（ＰＸシリーズ）のオプションシステムとして、マイナンバー（個人番号）管理を安全・安心・簡単に行える「ＰＸまいポータル」等を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は73百万円であります。

(2) 地方公共団体事業

福祉情報の入力業務が行えるクラウド型システムとして、TASKクラウド福祉情報入力システムを開発しています。

当事業に係る研究開発費は1百万円であります。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)財政状態の分析

１．資産の部について

当連結会計年度末における資産合計は、81,116百万円となり、前連結会計年度末76,836百万円と比較して4,279百万円増加しました。

①流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、29,554百万円となり、前連結会計年度末31,666百万円と比較して2,112百万円減少しました。

その主な理由は、「現金及び預金」が2,366百万円減少したことなどによるものです。

②固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、51,562百万円となり、前連結会計年度末45,169百万円と比較して、6,392百万円増加しました。

その主な理由は、「差入保証金」が149百万円減少したものの、「投資有価証券」が6,891百万円増加したことなどによるものです。

２．負債の部について

当連結会計年度末における負債合計は、16,559百万円となり、前連結会計年度末14,206百万円と比較して2,353百万円増加しました

①流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、13,419百万円となり、前連結会計年度末11,749百万円と比較して、1,669百万円増加しました。

その主な理由は、「未払法人税等」が959百万円、「その他」に含まれている「前受金」が581百万円増加したことなどによるものです。

②固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、3,140百万円となり、前連結会計年度末2,456百万円と比較して、683百万円増加しました。

その主な理由は、「退職給付に係る負債」が764百万円増加したことなどによるものです。

３．純資産の部について

当連結会計年度末における純資産合計は、64,556百万円となり、前連結会計年度末62,630百万円と比較して1,926百万円増加しました。

その主な理由は、「その他有価証券評価差額金」が848百万円減少したものの、「利益剰余金」が2,699百万円増加したことなどによるものです。

なお、当連結会計年度末における自己資本比率は、77.7％となり、前連結会計年度末79.6％と比較して1.9ポイント減少しました。

(2)経営成績の分析

「第２　事業の状況　１　業績等の概要　Ｉ　業績」を参照してください。

(3)キャッシュ・フローの状況の分析

「第２　事業の状況　１　業績等の概要　Ⅱ　キャッシュ・フロー」を参照してください。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、ソフトウエアの開発分野と情報処理サービス分野において継続的に設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、4,559百万円の設備投資（無形固定資産及び調整額等を含む）を実施しました。

（１）会計事務所事業

当社システムのクラウド環境を強化するためのクラウド共通基盤増強費用及び販売用ソフトウエアの制作など2,586百万円の設備投資を行いました。

（２）地方公共団体事業

クラウドシステムによるサービス提供用ソフトウエアの制作など1,829百万円の設備投資を行いました。

（３）印刷事業

高速印刷機の購入など144百万円の設備投資を行いました。

２【主要な設備の状況】

(1)提出会社

平成28年９月30日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 （面積㎡）	工具、器具及び備品	その他	合計	
ＴＫＣ栃木本社 ＴＫＣシステム開発研究所 ＴＫＣインターネット・サービスセンター ＴＫＣ栃木統合情報センター （栃木県宇都宮市他）※１	会計事務所事業 地方公共団体事業	開発設備 情報通信サービス設備 情報処理設備	4,636	0	2,696 (29,418.00)	830	3,512	11,676	1,068
ＴＫＣ東京本社 ＴＫＣシステム開発研究所東京分室 （東京都新宿区他）	会計事務所事業 地方公共団体事業	事務所設備	136	－	－	127	－	263	329
ＴＫＣ東京統合情報センター （東京都練馬区）	会計事務所事業	情報処理設備	241	－	2,224 (1,447.44)	7	－	2,473	25
ＴＫＣ中部統合情報センター （愛知県春日井市）	会計事務所事業	情報処理設備	56	－	196 (3,017.47)	6	－	260	19
ＴＫＣ関西統合情報センター （大阪府茨木市）	会計事務所事業 地方公共団体事業	情報処理設備 事務所設備	103	－	－	9	－	113	32
ＴＫＣ中四国統合情報センター （岡山県岡山市北区）	会計事務所事業	情報処理設備	19	－	－	4	－	24	10
ＴＫＣ九州統合情報センター （福岡県古賀市）	会計事務所事業	情報処理設備	183	－	203 (2,341.48)	6	－	394	12
ＴＫＣ北海道統合情報センター ＴＫＣ北海道ＳＣＧサービスセンター （北海道札幌市中央区）	会計事務所事業	情報処理設備	31	－	－	8	－	40	32
ＴＫＣ東北統合情報センター ＴＫＣ東北ＳＣＧサービスセンター （宮城県仙台市青葉区）	会計事務所事業	情報処理設備	9	－	－	6	－	15	28

平成28年９月30日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 （面積㎡）	工具、器具及び備品	その他	合計	
ＴＫＣ沖縄統合情報センター ＴＫＣ沖縄ＳＣＧサービスセンター （沖縄県那覇市）	会計事務所事業	情報処理設備	7	－	－	3	－	10	10
ＴＫＣ茨城ＳＣＧサービスセンター （茨城県つくば市）	会計事務所事業 地方公共団体事業	事業所設備	31	－	147 (1,120.00)	1	－	180	22
ＴＫＣ山口ＳＣＧサービスセンター （山口県山口市）	会計事務所事業	事業所設備	23	－	197 (814.00)	1	－	222	6
寮・社宅 （栃木県宇都宮市）	会計事務所事業 地方公共団体事業	福利厚生設備	261	－	391 (5,326.69)	4	－	657	－

(2) 国内子会社

平成28年９月30日現在

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 （面積㎡）	工具、器具及び備品	その他	合計	
東京ラインプリンタ印刷㈱	羽生工場 （埼玉県 羽生市	印刷事業	印刷設備	75	133	145 (7,275.17)	6	42	402	65
東京ラインプリンタ印刷㈱	ＤＰＳ ソリューションセンター （埼玉県 羽生市	印刷事業	印刷設備	540	285	110 (5,776.00)	9	79	1,025	43

（注）１．上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。
２．上記以外の連結会社の設備の状況については、設備が小規模のため記載を省略しております。
３．帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、ソフトウエア（仮勘定含む）であります。
４．※１には、一部福利厚生施設が含まれております。
５．上記以外の主要な賃借をしている設備は、次のとおりであります。
（提出会社）
事務所の年間賃借料　738百万円

３【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、提出会社が中心となってグループ全体の調整を図っています。

なお、当連結会計年度末（平成28年９月30日）現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、経常的な設備更新を除き、次のとおりであります。

重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		床面積
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了	
㈱ＴＫＣ カスタマーサポートセンター	栃木県鹿沼市	会計事務所事業	オフィスビル取得	1,717	105	自己資金	平成29年３月	平成30年１月	4,969㎡

（注）上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) （平成28年９月30日）	提出日現在 発行数(株) （平成28年12月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第１回新株予約権（平成24年２月10日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年11月30日）
新株予約権の数（個）	175	175
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	17,500（注）１	17,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成24年３月13日 至　平成59年３月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,146 資本組入額　573 （注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

２　発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。

３　新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に

当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記(注)３に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 第２回新株予約権（平成24年11月５日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年11月30日）
新株予約権の数（個）	267	267
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,700（注）１	26,700（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成24年12月８日 至　平成59年12月７日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,033 資本組入額　517 （注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　第１回新株予約権の（注）１を参照して下さい。
２　第１回新株予約権の（注）２を参照して下さい。
３　新株予約権の行使の条件
(1)新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
４　第１回新株予約権の（注）４を参照して下さい。

③ 第３回新株予約権（平成25年11月12日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年11月30日）
新株予約権の数（個）	308	308
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,800（注）１	30,800（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成25年12月10日 至　平成60年12月９日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,324 資本組入額　662 （注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１．新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

２．発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。

３．新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は使用人の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役及び監査役の地位並びに使用人の地位を喪失した者が、その地位を喪失した日から10日以内に当社の取締役に就任し、若しくは当社の商業使用人となる場合は、その者は新株予約権を行使することができないものとする。

(2)上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

４．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
(8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
(9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

④ 第４回新株予約権（平成26年11月11日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年11月30日）
新株予約権の数（個）	251	251
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,100（注）１	25,100（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成26年12月13日 至　平成61年12月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,570 資本組入額　785 （注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１．第３回新株予約権の（注）１を参照して下さい。
２．第３回新株予約権の（注）２を参照して下さい。
３．第３回新株予約権の（注）３を参照して下さい。
４．第３回新株予約権の（注）４を参照して下さい。

⑤ 第５回新株予約権（平成27年11月10日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年11月30日）
新株予約権の数（個）	182	182
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,200（注）１	18,200（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成27年12月12日 至　平成62年12月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,671 資本組入額　1,336 （注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１．第３回新株予約権の（注）１を参照して下さい。
２．第３回新株予約権の（注）２を参照して下さい。
３．第３回新株予約権の（注）３を参照して下さい。
４．第３回新株予約権の（注）４を参照して下さい。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成21年11月30日（注）	△1,185,800	26,731,033	－	5,700	－	5,409

（注）自己株式の消却による減少であります。

（６）【所有者別状況】

平成28年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	30	28	117	124	2	8,366	8,667	―
所有株式数（単元）	―	80,734	3,038	61,877	35,067	6	86,185	266,907	40,333
所有株式数の割合（%）	―	30.3	1.1	23.2	13.1	0.0	32.3	100.0	―

（注）１．自己株式178,042株は「個人その他」に1,780単元及び「単元未満株式の状況」に42株含めて記載しております。

２．「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ６単元及び87株含まれております。

（７）【大株主の状況】

平成28年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,652	13.7
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀１丁目２番１号	2,569	9.6
ＴＫＣ社員持株会	東京都新宿区揚場町２番１号	1,607	6.0
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台３丁目45番13号	1,246	4.7
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	1,128	4.2
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー常任代理人　香港上海銀行東京支店	東京都中央区日本橋３丁目11番１号	919	3.4
飯塚容晟	神奈川県鎌倉市	698	2.6
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目２番１号	666	2.5
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿１丁目28番１号	598	2.2
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿１丁目26－１	598	2.2
計	―	13,684	51.2

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　183,500	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　26,507,200	265,072	―
単元未満株式	普通株式　40,333	―	―
発行済株式総数	26,731,033	―	―
総株主の議決権	―	265,072	―

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数６個が含まれております。

②【自己株式等】

平成28年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ＴＫＣ	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	178,000	―	178,000	0.67
株式会社ＴＫＣ出版	東京都千代田区九段南４丁目８番８号	5,500	―	5,500	0.02
計	―	183,500	―	183,500	0.69

（9）【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式による株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（平成24年２月10日取締役会決議）

決議年月日	平成24年２月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　９名 当社監査役（社外監査役を除く）　２名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第２回新株予約権（平成24年11月５日取締役会決議）

決議年月日	平成24年11月５日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　10名 当社監査役（社外監査役を除く）　２名 当社執行役員　13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第３回新株予約権（平成25年11月12日取締役会決議）

決議年月日	平成25年11月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　10名 当社監査役（社外監査役を除く）　２名 当社執行役員　13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第４回新株予約権（平成26年11月11日取締役会決議）

決議年月日	平成26年11月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　11名 当社監査役（社外監査役を除く）　２名 当社執行役員　17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第５回新株予約権（平成27年11月10日取締役会決議）

決議年月日	平成27年11月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　９名 当社監査役（社外監査役を除く）　２名 当社執行役員　21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第６回新株予約権（平成28年11月８日取締役会決議）

決議年月日	平成28年11月８日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　９名 当社監査役（社外監査役を除く）　２名 当社執行役員　22名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	普通株式18,100株　（注）１ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を100株とする。 上記株数は、割当予定数であり、新株予約権の引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数に100株を乗じた数を発行する普通株式の総数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自　平成28年12月13日 至　平成63年12月12日
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３

（注）１．新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

２．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は使用人の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役及び監査役の地位並びに使用人の地位を喪失した者が、その地位を喪失した日から10日以内に当社

の取締役に就任し、若しくは当社の商業使用人となる場合は、その者は新株予約権を行使することができないものとする。

(2)上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

３．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件
上記(注)２に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	440	1,331,781
当期間における取得自己株式	20	61,200

（注）当期間における取得自己株式数には、平成28年12月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他 （新株予約権の権利行使による譲渡） （単元未満株式の売渡請求による売渡）	 － 51	 － 99,427	 － －	 － －
保有自己株式数	178,042	－	178,062	－

（注）当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成28年12月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡、単元未満株式の買取りによる株式及び売渡請求による売渡株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当社の配当政策は、株主の皆さまのご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、毎期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としています。また、ICTが急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していくなかで、当社の顧客である会計事務所ならびに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆さまに対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

なお、当社では、平成28年4月27日に中間および期末の配当予想を40円（普通配当35円、創業50周年記念配当5円）とすることを発表しました。これは個別の株主資本比率が80%を超えたことに鑑み、株主の皆さまの期待にお応えするためのものです。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

さらに、取締役会決議により、毎年３月31日を基準日として会社法第454条第５項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度においては、剰余金の配当は以下のとおりといたしました。この結果、年間配当性向は46.8%となりました。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）
平成28年５月13日 取締役会決議	1,062	40
平成28年12月22日 定時株主総会決議	1,062	40

４【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
最高（円）	1,814	1,800	2,359	3,690	3,365
最低（円）	1,475	1,390	1,576	1,841	2,393

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年４月	平成28年５月	平成28年６月	平成28年７月	平成28年８月	平成28年９月
最高（円）	3,145	3,090	2,935	2,950	3,220	3,145
最低（円）	2,821	2,840	2,393	2,651	2,867	2,873

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

５【役員の状況】

男性15名　女性－名　（役員のうち女性の比率０％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
代表取締役	社長執行役員	角　一幸	昭和23年９月28日生	昭和47年３月　当社入社 平成２年12月　当社取締役　営業本部副本部長 平成９年４月　当社取締役　地方公共団体事業部副部長 平成９年５月　当社常務取締役　地方公共団体事業部副部長 平成10年12月　当社常務取締役　地方公共団体事業部長 平成13年７月　ＴＫＣ保安サービス㈱　代表取締役社長（現任） 平成13年12月　当社専務取締役　地方公共団体事業部長 平成18年12月　当社取締役　専務執行役員　地方公共団体事業部長 平成20年12月　当社代表取締役　副社長執行役員　地方公共団体事業部長 平成23年12月　当社代表取締役　社長執行役員　会計事務所事業部長 平成24年６月　㈱スカイコム　代表取締役会長（現任） 平成28年10月　当社代表取締役　社長執行役員（現任）	（注）６	215
代表取締役	副社長執行役員 経営管理本部長	岩田　仁	昭和32年３月31日生	昭和55年４月　当社入社 平成12年12月　当社取締役　総務本部長 平成16年９月　当社取締役　経営管理本部長 平成17年12月　当社常務取締役　経営管理本部長 平成18年12月　当社取締役　常務執行役員　経営管理本部長 平成20年12月　当社代表取締役　副社長執行役員　経営管理本部長（現任） 平成26年８月　ＴＫＣ金融保証㈱　代表取締役副会長（現任）	（注）６	61
代表取締役	専務執行役員 会計事務所事業部長	飯塚真規	昭和50年３月12日生	平成14年４月　当社入社 平成22年12月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部企業情報システム営業本部担当兼　企業情報システム営業本部Ｇプロジェクト推進本部長 平成24年10月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部企業情報システム営業本部長 平成24年12月　当社取締役　常務執行役員　会計事務所事業部企業情報システム営業本部長 平成26年４月　当社取締役　常務執行役員　会計事務所事業部営業本部長 平成26年12月　当社代表取締役　専務執行役員　会計事務所事業部営業本部長 平成28年10月　当社代表取締役　専務執行役員　会計事務所事業部長（現任）	（注）６	68

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
取締役	常務執行役員 税務研究所長	伊藤　誠	昭和31年９月２日生	昭和54年４月　国税庁入庁 平成25年６月　国税庁徴収部長 平成26年７月　国税庁退職 平成26年９月　当社入社　税務研究所副所長 平成26年12月　当社取締役　常務執行役員　税務研究所長（現任）	（注）６	6
取締役	常務執行役員 地方公共団体事業部長	湯澤正夫	昭和34年１月16日生	昭和54年４月　当社入社 平成18年12月　当社地方公共団体事業部　執行役員営業企画本部長 平成23年12月　当社取締役　執行役員　地方公共団体事業部担当 平成24年１月　当社取締役　執行役員　地方公共団体事業部長 平成26年12月　当社取締役　常務執行役員　地方公共団体事業部長（現任）	（注）６	41
取締役	執行役員 会計事務所事業部システム開発研究所長	魚谷仁司	昭和42年８月３日生	平成３年４月　当社入社 平成24年６月　当社執行役員　システム開発研究所企業情報システム開発センター長 平成24年10月　当社執行役員　会計事務所事業部システム開発研究所長 平成24年12月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部システム開発研究所長 平成26年12月　当社取締役　常務執行役員　会計事務所事業部システム開発研究所長 平成28年12月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部システム開発研究所長（現任）	（注）６	20
取締役	執行役員 地方公共団体事業部クラウド事業推進本部長	飛鷹　聡	昭和46年１月19日生	平成15年４月　当社入社 平成22年12月　当社地方公共団体事業部　執行役員営業企画本部ＡＳＰサービス推進部長 平成23年12月　当社取締役　執行役員　地方公共団体事業部新規事業戦略本部担当 平成24年１月　当社取締役　執行役員　地方公共団体事業部クラウド事業推進本部長（現任）	（注）６	17
取締役	執行役員 地方公共団体事業部システム開発本部長	中村　浩	昭和36年３月２日生	昭和58年４月　当社入社 平成21年１月　当社執行役員　地方公共団体事業部システム開発本部長 平成28年12月　当社取締役　執行役員　地方公共団体事業部　システム開発本部長（現任）	（注）６	－
取締役	執行役員 会計事務所事業部営業本部営業企画部長	五十嵐康生	昭和42年１月４日生	平成元年４月　当社入社 平成24年８月　当社執行役員　会計事務所事業部システム開発研究所　会計情報システム開発センター長 平成24年10月　当社執行役員　会計事務所事業部システム開発研究所　財務ホストシステム開発センター長 平成27年１月　当社執行役員　会計事務所事業部システム開発研究所　会計情報システム設計センター長 平成28年12月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部　営業本部営業企画部長（現任）	（注）６	－
取締役	－	芦川浩士	昭和35年10月17日生	昭和61年７月　税理士登録 昭和61年７月　税理士開業 芦川会計事務所所長（現任） ㈱ＭＡＣＯＳ代表取締役（現任） 平成26年12月　当社取締役（現任）	（注）６	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
取締役	－	田口　操	昭和35年６月15日生	平成２年10月　税理士登録 平成２年11月　同開業 平成23年６月　税理士法人　田口パートナーズ会計代表社員（現任） 平成28年12月　当社取締役（現任）	（注）６	10
監査役(常勤)	－	飯田正孝	昭和29年12月８日生	昭和54年４月　当社入社 平成16年４月　当社内部監査部課長 平成17年10月　当社内部監査部次長 平成23年１月　当社内部監査部部長 平成26年12月　当社常勤監査役（現任）	（注）４	38
監査役(常勤)	－	宮下恒夫	昭和24年５月28日生	昭和50年３月　当社入社 平成18年12月　当社執行役員　ＴＫＣ全国会研究会支援部長 平成22年10月　会長室部長 平成28年12月　当社常勤監査役（現任）	（注）７	98
監査役	－	松本憲二	昭和22年３月10日生	昭和61年９月　税理士登録 昭和61年９月　同開業 平成22年11月　税理士法人青山アカウンティングファーム代表パートナー税理士（現任） 平成27年12月　当社監査役（現任）	（注）５	10
監査役	－	高島良樹	昭和34年４月18日生	平成２年４月　弁護士登録 平成15年１月　柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁護士（現任） 平成20年12月　当社監査役（現任） 平成27年９月　アトムリビンテック㈱社外監査役（現任）	（注）７	－
計						600

（注）１．取締役飛鷹聡は、代表取締役専務執行役員飯塚真規の姉の配偶者であります。
２．取締役芦川浩士及び取締役田口操は、社外取締役であります。
３．監査役松本憲二及び高島良樹は、社外監査役であります。
４．平成26年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から４年間。
５．平成27年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から４年間。
６．平成28年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から２年間。
７．平成28年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から４年間。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

Ⅰ　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの中核をなす株式会社ＴＫＣは、昭和41年10月22日、会社定款第２条に次の２つの事業目的を掲げて設立されました。

１．会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営

２．地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

会社の事業目的は、そのあと業容の拡大に伴い追加されましたが、顧客を「会計事務所」と「地方公共団体」の２つに絞り、これらの顧客の事業を成功に導くためにＩＣＴ（情報通信技術）の分野で専門特化するという経営方針は変えておらず、その結果として当社グループは、わが国の情報産業界において独自の地位を占めるに至っております。

また、これをコンプライアンスの視点から見れば、当社グループ（印刷事業部門を除く）の顧客は、会計事務所事業部門においては税理士、公認会計士、税理士法人および監査法人であり、また、地方公共団体事業部門においては、県、市町村およびこれらに所属する公益法人等となっています。これらの顧客は、職業法（税理士法または公認会計士法）或いは行政法（地方自治法および地方公務員法等）により、その業務遂行において、他の職種よりも一層厳しいコンプライアンスが求められております。

そのため当社グループが設計・製造・販売するすべてのソフトウエア製品とサービスについては、顧客の業務に関連する法令への完全準拠性の確保を最優先事項としており、併せてそのような立場にある顧客から信頼を得るためにも、単体及びグループ経営におけるコンプライアンスを徹底することに鋭意努力しております。

そのような当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、

１．法令、定款および株主総会の決議を遵守し、会社の事業目的を達成するために、

２．戦略的な中期経営計画の策定とより優れた人材の育成を基盤として、顧客の事業を成功に導くソフトウエア製品とサービスを開発・提供することにより、

３．顧客から感謝と信頼、さらに願わくば尊敬までを戴けるように全力を尽くし、

４．その結果として立派な経営成績と財政状態を確保し、その成果を当社グループの本来の所有者である株主の皆様に還元することである。

と理解しております。

なお、このようなコーポレート・ガバナンスの過程を通して、意思決定と事業プロセスの透明性を高め、リスク管理の徹底、さらにはタイムリーな情報開示と説明責任の遂行により、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

Ⅱ　コーポレート・ガバナンス体制について

１．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役制度を採用すると共に、社外取締役を選任しております。取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から、社外取締役を選任し就任いただいております。これにより、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等が確保されております。

また、社外監査役について、主にコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。

さらには、社外取締役２名及び社外監査役２名の合計４名は、独立役員の要件も充足しており、東京証券取引所に届け出ております。

以上のとおり、経営の監督機能の客観性・中立性が確保されております。

従いまして、現体制において、経営の監督機能は十分に果たされており、当社が目指す効率性と透明性の高い経営体制を構築することができるものと考えております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

①業務執行

代表取締役社長が取締役会の議長となり、他の取締役が出席して毎月１回必ず取締役会を開催し、情報を共有しながら迅速な意思決定に努めております。

現在、取締役は11名選任されており、社外取締役の２名を除き、各取締役は経営における執行担当として担当部門をもち、審議に参加し、意見を具申しております。また、平成18年12月22日より執行役員制度を導入しております。

②監督

取締役会は、毎月、担当業務を執行する取締役及び本社等の主要な部門の長から業務報告を受け、会社業務の執行状況を把握するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

③監査

監査役は毎月の取締役会及び主要な社内会議に出席し、経営全般または個々の案件に関して意見陳述をするとともに、監査役会は、公益社団法人日本監査役協会殿の「監査役監査基準」等を参考に、当社の監査役監査方針、年度監査計画を策定し、これに基づき取締役の職務執行を監査しております。

また、会計監査人は、年度監査計画に基づき会計監査を実施するとともに、監査役及び代表取締役に対し、会計監査の方法及び結果について報告し、意見交換を行っております。

④指名

株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、代表取締役及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の事業企画提案事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定しております。

⑤報酬

当社は、『業績連動型報酬制度』を導入しております。取締役報酬は、「定額報酬」と「業績連動報酬」の２種で構成しています。うち、定額報酬は、毎年１月に前事業年度における全社の業績達成度合い並びに当事業年度における全社の業績目標等を勘案し、また業績連動報酬は、前事業年度における全社の業績達成度合い及び各取締役の前事業年度における担当部門別の業績目標達成度合いを総合的に勘案して、代表取締役会議により原案を策定し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役報酬は、「定額報酬」となっており、監査役の協議により決定しております。

３．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第４２７条第１項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第４２３条第１項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

４．重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加えて、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しているほか、四半期決算直後及び本決算直後においてディスカッションの機会を持っております。

５．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第３６２条第５項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

［１］ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針
（会社法第362条第４項第６号前段関連）

① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を順守すると共に、当社の定款第２条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。

② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。

③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役会に報告しなければならない。

④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。

⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。

⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。

⑦　取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録とともに、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。

⑧　取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。

⑨　取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。

⑩　取締役は、会社の最高幹部として、『ＴＫＣ企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。

⑪　当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底すると共に、係る情報をＴＫＣグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。また、警察等の外部専門機関、法律顧問弁護士との間で緊密な連携を取る。

［２］　会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針
（会社法第362条第４項第６号後段関連）

(1)　当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備
（会社法施行規則第100条第１項第１号関連）

①　取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

②　取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（［１］⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

③　取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

④　前３項以外の取締役職務情報は、次の３つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

１．取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。

２．取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。

３．その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。

⑤　前４項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

(2)　当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号関連）

（２－１）戦略リスクの管理に関する規定

①　戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。

②　すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。

③　社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けた時は、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断した時は、その旨を取締役会に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。

１．当社の経営理念への準拠性

２．コンプライアンス

３．期待される顧客のビジネスへの貢献度

４．予想される顧客からの評価

５．技術的な実行可能性

６．必要となる資金とコスト

７．その他、業務提携先との信義則等

④　株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、代表取締役及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前２項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。

⑤　常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。

（２－２）オペレーション・リスクの管理に関する規定

（２－２－１）全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

①　オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の２つに分けて管理するものとする。

１．全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）

２．特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）

なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。

②　取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。

１．緊急度の高いもの。

２．コンプライアンスに関するもの。

３．当社の守秘義務に関するもの。

４．資産の保全と会計に関するもの。

５．業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。

６．職場環境と労務管理に関するもの。

７．その他必要と認めるもの。

③　担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。

④　担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。

⑤　担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

⑥　担当取締役は、前項の措置を完了してから１か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、２か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。

⑦　すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の順守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。

⑧　担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

（２－２－２）特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

①　特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要性がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。

１．システム開発研究所業務改善委員会

２．自治体システム開発運用部門業務改善委員会

３．統合情報センター業務改善委員会

４．ＳＣＧサービスセンター業務改善委員会

５．自治体営業部門業務改善委員会

６．サプライ事業部業務改善委員会

７．東京本社業務改善委員会

８．人事給与制度改善委員会

９．リスク管理委員会

10．その他取締役会が新設すべきと決定した委員会

②　前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。

③　委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、（２－２－１）に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

（２－２－３）ハザード・リスクその他の管理に関する規定

① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

② 法令等に抵触する虞のある事案が発生した時は、法務担当取締役の責任の下、経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令順守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

(3) 当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号関連）

① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、６か月以上前に日時を予定して開催される。

② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう３か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。

③ 毎期、新年度の第２月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。

⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。

⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにＰＤＣＡを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。

⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

(4) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第４号関連）

① 従業員による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。

② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的に実施し、その理解の徹底を図る。

③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後１週間以内に社長に提出する。

④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。

⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号関連）

（イ）当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号イ関連）

① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、経営管理本部の長を責任者とするグループ監査室を設置する。

② グループ監査室は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び経営管理本部並びに関係部門の長に報告される体制を構築する。

③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む。）又は会計処理を防止するため、グループ監査室は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。

④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

（ロ）当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号ロ関連）

別に定める「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びにその他社内規定に基づき、企業活動に影響を及ぼす虞のあるリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

（ハ）当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号ハ関連）

① 子会社等の取締役会（以下この項において「取締役会」という。）は、定例取締役会を原則として毎月所定の日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の承認及び株主総会に関連して開催される取締役会は、６か月以上前に日時を予定して開催する。

② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、子会社等の社長（以下この項、次項において「社長」という。）から子会社等の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう３か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。

③ 毎期、新年度の第２月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。

⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整する。

⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員又は管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにＰＤＣＡを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。

⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

（ニ）当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号ニ関連）

① 子会社等の取締役等及び使用人（以下この項において「取締役等及び使用人」という。）による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査を担当する部門において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。

② 内部監査を担当する部門の企画に基づき、すべての取締役等及び使用人に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的に実施し、その理解の徹底を図る。

③ 内部監査を担当する部門が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後１週間以内に社長に提出する。

④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。

⑥ 万一、取締役等及び使用人が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査を担当する部門或いは最初にその情報を認知した取締役等及び使用人から、社長に緊急通報する体制を構築する。

(6) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第１号関連）

① 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を１名以上配置することとする。

② 前項の具体的な内容については、監査役会の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第２号関連）

① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動、考課、懲戒については、事前に監査役会の同意を得て行うものとする。

② 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとする。

③ 監査役の職務を補助すべき従業員による必要な調査、情報収集のため、執行側各部門にあってはその協力体制を敷くこと、また必要な会議等への出席を認めることとする。

(8) 当該監査役設置会社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第３号関連）

監査役の職務を補助する従業員は、監査役に対して監査役の指揮命令に基づく職務遂行状況を適宜報告する。

（９－１）次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号関連）

（イ）当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号イ関連）

① 当社のすべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。

② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。

１．当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
２．当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
３．当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
４．当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
５．社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。

④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることが期待される。

（ロ）当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号ロ関連）

① 子会社等のすべての取締役及び監査役並びに従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。

② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。

１．子会社等のリスク管理体制に係る部門の活動状況
２．子会社等の監査役監査に係る活動状況
３．子会社等の重要な会計方針、会計基準及びその変更
４．子会社等の社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

③ 子会社等の取締役及び監査役並びに従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、当社監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。

④ 当社監査役は、子会社等のすべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることが期待される。

（９－２）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第５号関連）

当社及び子会社等は、前号に関する事項の報告者が当社の監査役会に報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

（９－３）当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第６号関連）

当社は、監査役の職務の執行が十二分に実現達成することができるよう、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。

① 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役会の監査計画に応じて、該当事業年度に予算化する。

② その他、緊急時の監査費用、有事における監査費用について、監査役会が事前に想定し、その方針を決定することとする。なお、取締役会は、監査役会から通知された当該決定方針に基づく措置を、事業年度予算の執行状況を踏まえて審議検討のうえ、執行する。

(10) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第７号関連）

① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

③ 監査役は、会計監査人から事前に会計監査計画の説明を受け、四半期決算会計監査及び本決算会計監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受け、意見交換を行うものとする。

④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、経営管理本部担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

６．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。当社の内部統制システムに関する模式図は以下のとおりです。

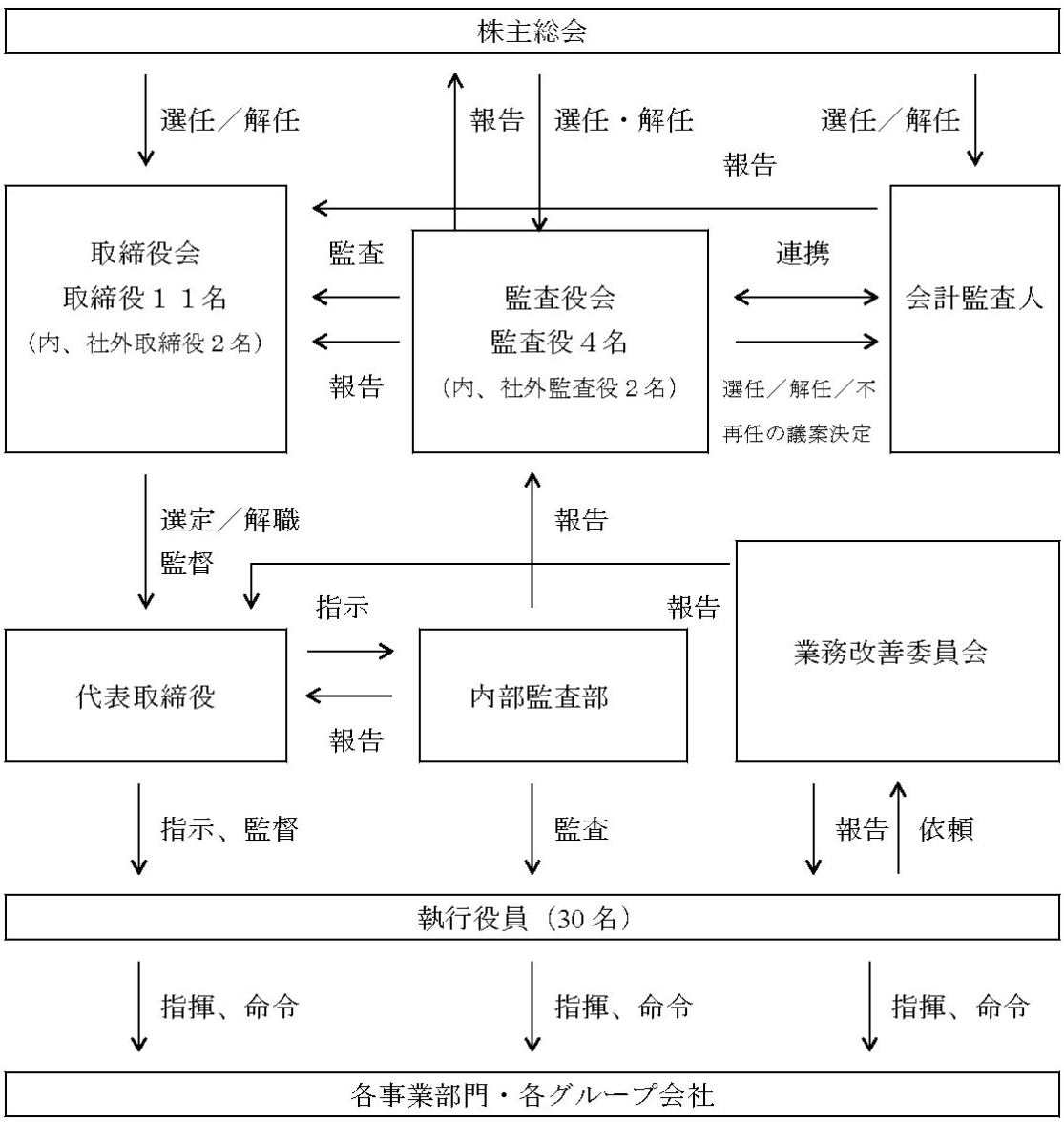

Ⅲ　内部監査及び監査役監査の状況

監査役の員数は４名であり、監査役松本憲二氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役高島良樹氏は弁護士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況については、監査役との連絡の下に内部監査部が全部門を対象として業務監査を計画的に実施しており、その監査結果は、社長に直接報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき、改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い内部監査を実施しております。内部監査部は、社長直轄の部門として、法令、定款、社長方針書、就業規則等の社内諸規定に基づき、業務執行の正当性、コンプライアンスの視点から社内各部門の業務監査を行っております。監査役は、内部監査部から事業年度毎の内部監査計画の報告、上期及び下期の内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

また、内部監査に関しては、財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価を、金融商品取引法第２４条の４の４第１項に従い行っており、監査役監査及び会計監査人による会計監査を加えた３つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的に、あるいは必要に応じて随時ディスカッションが実施され、それぞれの監査計画とその結果について情報共有、意思疎通を図りながら、効率的で実効性のある監査を実施しています。

Ⅳ　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

１．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「ＴＫＣ企業行動憲章」に明記する『コンプライアンス経営の徹底』に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

２．反社会的勢力排除に向けた整備状況

①対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社の栃木本社及び東京本社に反社会的勢力への対応を統括する部署（対応統括部署）を設け、不当要求防止責任者を設置しております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制も整備しております。

②外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に加入するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しています。

④対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応方法に関する事項を含むコンプライアンスに関する事例集等を作成し、コンプライアンス研修時にこれを教材として配布のうえ説明しております。

⑤研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有するとともに、社内及び当社のグループ会社において、コンプライアンス研修を実施するなど、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

Ⅴ．社外取締役及び社外監査役

１．社外取締役及び社外監査役の選任状況及び選任理由

区　分	氏　　名	役割及び機能並びに選任状況に関する考え方
取締役	田　口　　操	税理士法人田口パートナーズ会計の代表社員であり、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の会計事務所事業の経営に活かしていただくと共に、取締役会の透明性を高めるため独立した立場で監督機能の強化を図る観点から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、妥当性を確保するための発言をいただけるものとして選任しております。 また、税理士法人田口パートナーズ会計は、当社との間で取引関係にありますが、他の第三者間取引と同様の取引条件で行なっているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。 なお、同氏と当社の間には特別な利害関係等はありません。
取締役	芦　川　浩　士	芦川会計事務所の所長及び株式会社ＭＡＣＯＳ代表取締役であり、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の会計事務所事業の経営に活かしていただくと共に、取締役会の透明性を高めるため独立した立場で監督機能の強化を図る観点から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、妥当性を確保するための発言をいただけるものとして選任しております。 また、芦川会計事務所及び株式会社ＭＡＣＯＳは、当社との間で取引関係にありますが、他の第三者間取引と同様の取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。
監査役	松　本　憲　二	取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点、またコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかの観点から、意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言・助言・提言をいただけるものとして選任しております。 また、松本憲二氏及び同氏が代表パートナ税理士に就任している税理士法人青山アカウンティングファームは、当社との間で取引関係にありますが、他の第三者間取引と同様の取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。
監査役	高　島　良　樹	弁護士であり、当社取締役の業務執行について法律的観点からコンプライアンスに係る監査並びにアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。

２．社外取締役及び社外監査役のサポート体制

①当社では、社外取締役及び社外監査役を補佐するため、経営管理本部総務部長を連絡担当者として選任しております。総務部長は、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会または監査役会の開催の都度、事前の連絡、資料送付等を行うとともに、必要に応じて事前の資料説明を行っております。

②社外取締役は、会計事務所事業部門の顧客組織であるＴＫＣ全国会の主要会議に出席しております。

③社外監査役は、毎月１回、稟議書類、会計帳簿および主要な証憑書を閲覧し、業務担当部門長から報告を受け意見交換しております。

④監査役報酬は、毎年１月に前事業年度の業績に基づき、監査役の協議により決定しております。

３．当社の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

（１）当社の取締役会が、当社における社外取締役または社外監査役（以下、「社外役員」という。）が独立性を有すると認定するには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない（以下、独立性を有する社外役員を「独立役員」という。）。

①当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者

②当社グループの主要な取引先またはその業務執行者

③当社の大株主（総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者

④当社グループが大口出資者（総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属するものをいう。）
⑥当社の会計監査を行う監査法人に所属する者及び当社の税務監査を行う税理士または税理士法人に所属する者
⑦過去３年間において、上記①から⑥までに該当していた者
⑧下記に掲げる者の近親者
1)上記②から⑥までに掲げる者（ただし、②から④までの「業務執行者」においては重要な業務執行者、⑤の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者及びその団体が監査法人や税理士法人並びに法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、税理士、弁護士等の専門的な資格を有する者、並びに⑥の「監査法人に所属する者」または「税理士法人に所属する者」においては重要な業務執行者及び公認会計士、税理士等の専門的な資格を有する者に限る。）
2)当社グループの重要な業務執行者
3)過去３年間において、上記②に該当していた者

（２）前項に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。

（３）独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように務め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

注１：社外取締役とは、会社法第２条第１５号に定める社外取締役をいう。
「社外取締役　株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。」

注２：社外監査役とは、会社法第２条第１６号に定める社外監査役をいう。
「社外監査役　株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。」

注３：業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、会社法第４１８条に定める執行役（以下、執行役という。）、執行役員及び使用人等の業務を執行する者をいう。

注４：当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者とする。
①当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が１億円または当該取引先グループの連結売上高の２％のいずれか高いほうの額を超える者
②当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が１億円または当該取引先グループの連結総資産の２％のいずれか高いほうの額を超える者

注５：当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者とする。
①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が１億円または当該取引先グループの連結売上高の２％のいずれか高いほうの額を超える者
②当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が１億円または当該取引先グループの連結総資産の２％のいずれか高いほうの額を超える者
③当社グループが借入をしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう。）であって、直前事業年度における当社グループの当該金融機関グループからの全借入金額が当社グループの連結総資産の２％を超える者

注６：当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において１，０００万円またはその者の売上高若しくは総収入金額の２％のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。

注７：近親者とは、２親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

注８：重要な業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

注９：上記の「事業年度」は、個人の場合には所得税の計算の対象となる年度と読み替える。

Ⅵ. 会計監査の状況

１．会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、当該監査法人の会計監査を受けております。

平成28年９月期において業務を執行した公認会計士の氏名等は次のとおりであります。

指定有限責任社員　業務執行社員　毛利篤雄

指定有限責任社員　業務執行社員　野田裕一

監査業務に係る補助者の人数

公認会計士　　８名

その他　　２９名

２．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第３４０条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

３．会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

Ⅶ. その他

１．取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

２．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。

３．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

４．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第４５４条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年３月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

５．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上や株主利益の向上などの資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第１６５条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

６．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第３０９条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会における特別決議を機動的に行うことを目的とするものであります。

Ⅷ．役員報酬等

１．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	役員賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	265	205	39	20	―	9
監査役（社外監査役を除く。）	30	24	3	2	―	2
社外役員	58	53	―	4	―	5

２．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、「定額報酬」と「業績連動報酬」の２種で構成しています。うち、定額報酬は、毎年１月に前事業年度における全社の業績達成度合い並びに当事業年度における全社の業績目標等を勘案し、また業績連動報酬は、前事業年度における全社の業績達成度合い及び各取締役の前事業年度における担当部門別の業績目標達成度合いを総合的に勘案して、代表取締役会議により原案を策定し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役報酬は、「定額報酬」となっており、監査役の協議により決定しております。

Ⅸ．株式の保有状況

１．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

14銘柄　3,500百万円

２．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
㈱Ｔ＆Ｄホールディングス	1,780,000	2,500	企業間取引関係の維持・強化
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	2,322,180	1,663	企業間取引関係の維持・強化
㈱常陽銀行	235,321	147	企業間取引関係の維持・強化
日本製紙㈱	17,000	30	企業間取引関係の維持・強化
東洋証券㈱	51,000	18	企業間取引関係の維持・強化
水戸証券㈱	31,460	12	企業間取引関係の維持・強化
富士通㈱	11,880	6	企業間取引関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	9,187	6	企業間取引関係の維持・強化

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
㈱Ｔ＆Ｄホールディングス	1,780,000	2,010	企業間取引関係の維持・強化
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	2,322,180	1,172	企業間取引関係の維持・強化
㈱常陽銀行	235,321	102	企業間取引関係の維持・強化
日本製紙㈱	17,000	31	企業間取引関係の維持・強化
東洋証券㈱	51,000	9	企業間取引関係の維持・強化
水戸証券㈱	31,460	7	企業間取引関係の維持・強化
富士通㈱	11,880	6	企業間取引関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	9,187	4	企業間取引関係の維持・強化

３．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	44	9	45	9
連結子会社	－	－	－	－
計	44	9	45	9

②【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会　平成23年12月22日）」に基づいて、当社のＡＳＰサービス業務に係る内部統制に関する保証業務の対価等を支払っております。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数等を勘案し、協議の上で決定しております。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,919	19,552
受取手形及び売掛金	6,411	6,335
リース投資資産	174	238
商品及び製品	308	360
仕掛品	189	112
原材料及び貯蔵品	139	158
繰延税金資産	1,894	2,079
その他	663	751
貸倒引当金	△34	△36
流動資産合計	31,666	29,554
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,561	6,554
機械装置及び運搬具（純額）	547	425
工具、器具及び備品（純額）	996	1,188
土地	6,346	6,607
リース資産（純額）	163	129
建設仮勘定	880	－
有形固定資産合計	※1 14,495	※1 14,906
無形固定資産		
ソフトウエア	2,611	2,976
ソフトウエア仮勘定	724	706
その他	30	29
無形固定資産合計	3,365	3,712
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 13,326	※2 20,216
長期貸付金	4	175
繰延税金資産	2,431	3,190
長期預金	9,400	7,000
差入保証金	1,453	1,303
長期リース投資資産	547	601
その他	146	454
投資その他の資産合計	27,308	32,943
固定資産合計	45,169	51,562
資産合計	76,836	81,116

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,540	2,602
短期借入金	60	40
1年内返済予定の長期借入金	71	71
リース債務	225	290
未払金	3,525	3,371
未払法人税等	1,243	2,203
未払消費税等	769	529
賞与引当金	2,450	2,853
その他	862	1,457
流動負債合計	11,749	13,419
固定負債		
長期借入金	366	295
リース債務	673	689
退職給付に係る負債	818	1,583
その他	598	572
固定負債合計	2,456	3,140
負債合計	14,206	16,559
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,419	5,419
利益剰余金	49,906	52,606
自己株式	△349	△350
株主資本合計	60,676	63,374
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	508	△339
その他の包括利益累計額合計	508	△339
新株予約権	127	176
非支配株主持分	1,317	1,345
純資産合計	62,630	64,556
負債純資産合計	76,836	81,116

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
売上高	54,928	57,750
売上原価	19,180	20,344
売上総利益	35,747	37,406
販売費及び一般管理費	※1,※2 29,006	※1,※2 29,764
営業利益	6,741	7,642
営業外収益		
受取利息	30	39
受取配当金	148	106
受取地代家賃	38	37
受取補償金	56	－
その他	37	46
営業外収益合計	310	230
営業外費用		
支払利息	5	5
持分法による投資損失	4	262
その他	0	0
営業外費用合計	9	268
経常利益	7,042	7,604
特別利益		
固定資産売却益	※3 1	※3 11
補助金収入	10	－
特別利益合計	11	11
特別損失		
固定資産売却損	－	※4 0
固定資産除却損	※5 83	※5 41
減損損失	※6 2	※6 1
ゴルフ会員権評価損	5	－
特別損失合計	91	42
税金等調整前当期純利益	6,962	7,573
法人税、住民税及び事業税	2,448	3,316
法人税等調整額	486	△553
法人税等合計	2,934	2,762
当期純利益	4,027	4,810
非支配株主に帰属する当期純利益	16	40
親会社株主に帰属する当期純利益	4,011	4,770

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
当期純利益	4,027	4,810
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	121	△852
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	0
その他の包括利益合計	※1 121	※1 △852
包括利益	4,149	3,958
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	4,131	3,922
非支配株主に係る包括利益	18	36

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	5,409	47,399	△406	58,102
会計方針の変更による累積的影響額			△44		△44
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,700	5,409	47,354	△406	58,057
当期変動額					
剰余金の配当			△1,459		△1,459
親会社株主に帰属する当期純利益			4,011		4,011
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		10		60	70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	10	2,552	57	2,619
当期末残高	5,700	5,419	49,906	△349	60,676

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	388	388	100	1,315	59,906
会計方針の変更による累積的影響額				11	△33
会計方針の変更を反映した当期首残高	388	388	100	1,326	59,872
当期変動額					
剰余金の配当					△1,459
親会社株主に帰属する当期純利益					4,011
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	119	119	26	△8	137
当期変動額合計	119	119	26	△8	2,757
当期末残高	508	508	127	1,317	62,630

当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	5,419	49,906	△349	60,676
当期変動額					
剰余金の配当			△2,071		△2,071
親会社株主に帰属する当期純利益			4,770		4,770
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	2,699	△1	2,697
当期末残高	5,700	5,419	52,606	△350	63,374

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	508	508	127	1,317	62,630
当期変動額					
剰余金の配当					△2,071
親会社株主に帰属する当期純利益					4,770
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△848	△848	48	28	△771
当期変動額合計	△848	△848	48	28	1,926
当期末残高	△339	△339	176	1,345	64,556

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,962	7,573
減価償却費	2,239	2,449
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2	1
賞与引当金の増減額（△は減少）	△258	403
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	482	764
退職給付信託の設定額	△800	－
受取利息及び受取配当金	△179	△145
支払利息	5	5
持分法による投資損益（△は益）	4	262
固定資産除却損	83	41
固定資産売却損益（△は益）	△1	△11
減損損失	2	1
株式報酬費用	44	48
売上債権の増減額（△は増加）	1,385	656
たな卸資産の増減額（△は増加）	233	5
その他の資産の増減額（△は増加）	50	△366
仕入債務の増減額（△は減少）	△783	9
その他の負債の増減額（△は減少）	△370	△0
未払消費税等の増減額（△は減少）	136	△240
その他	43	3
小計	9,278	11,463
利息及び配当金の受取額	191	153
利息の支払額	△4	△5
法人税等の支払額	△2,979	△2,430
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,485	9,181
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,000	△3,000
定期預金の払戻による収入	9,600	7,700
有形固定資産の取得による支出	△1,966	△1,612
有形固定資産の売却による収入	14	20
有形固定資産の除却による支出	△59	－
無形固定資産の取得による支出	△1,709	△1,668
投資有価証券の取得による支出	△6,338	△16,163
投資有価証券の償還による収入	－	7,500
関係会社株式の売却による収入	－	250
差入保証金の差入による支出	△135	△15
差入保証金の回収による収入	32	164
貸付けによる支出	－	△300
貸付金の回収による収入	12	116
その他の支出	△16	△16
その他の収入	6	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,558	△7,022

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△268	△20
長期借入れによる収入	500	－
長期借入金の返済による支出	△61	△71
リース債務の返済による支出	△40	△55
自己株式の取得による支出	△3	△1
配当金の支払額	△1,459	△2,069
非支配株主への配当金の支払額	－	△8
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,333	△2,225
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	593	△66
現金及び現金同等物の期首残高	16,025	16,619
現金及び現金同等物の期末残高	※1 16,619	※1 16,552

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社（3社）

東京ラインプリンタ印刷株式会社

ＴＫＣ保安サービス株式会社

株式会社スカイコム

非連結子会社（1社）

ＴＫＣ金融保証株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

ＴＫＣ金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社（2社）

株式会社ＴＫＣ出版

アイ・モバイル株式会社

アイ・モバイル株式会社については、決算日が３月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

持分法を適用しない非連結子会社の数（1社）

ＴＫＣ金融保証株式会社

（持分法の適用の範囲から除いた理由）

ＴＫＣ金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

1)その他有価証券

a.時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b.時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

1)商品・原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2)製品

進捗度を加味した売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3)仕掛品

進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4)貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物　　10年～50年

機械装置及び運搬具　　４年～10年

工具、器具及び備品　　２年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウエア

a. 市場販売目的のソフトウエア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（３年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。

b. 自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間を５年とする定額法を採用しております。

2) その他

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエア（ソフトウエアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

①　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②　その他のプロジェクト

工事完成基準

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、

①手許現金

②随時引き出し可能な預金

③容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資

からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書）

前連結会計年度において独立掲記していた「為替差損」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度において「為替差損」に表示していた０百万円は、営業外費用の「その他」として組替えています。

（未適用の会計基準等）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（連結貸借対照表関係）

※1.　有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
21,369百万円	21,268百万円

※2.　非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
投資有価証券（株式）	424百万円	261百万円

（連結損益計算書関係）

※1.　販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
給与	9,112百万円	9,569百万円
賞与引当金繰入額	2,134	2,462
退職給付費用	867	1,150
減価償却費	569	557
賃借料	2,026	2,091
研究開発費	124	74

※2.　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
124百万円	74百万円

※3.固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
土地	－百万円	10百万円
機械装置及び運搬具	－	0
工具、器具及び備品	1	1
計	1	11

※4.固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
建物及び構築物	－百万円	0百万円

※5.　固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
建物及び構築物	15百万円	16百万円
機械装置及び運搬具	0	7
工具、器具及び備品	8	17
その他(投資その他の資産)	1	0
その他（除却費用）	59	－
計	83	41

※6. 減損損失

前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 （百万円）
栃木県宇都宮市他	遊休資産	電話加入権	2

当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（２百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。

当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 （百万円）
東京都板橋区他	遊休資産	電話加入権	1

当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（１百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。

（連結包括利益計算書関係）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	151百万円	△1,243百万円
組替調整額	－	－
税効果調整前	151	△1,243
税効果額	△30	390
その他有価証券評価差額金	121	△852
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	0
その他の包括利益合計	121	△852

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	26,731	－	－	26,731
合計	26,731	－	－	26,731
自己株式				
普通株式　（注）	209	1	31	179
合計	209	1	31	179

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少31千株は、ストックオプションの行使による減少13千株、株式交換による減少17千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	127
合計		－	－	－	－	－	127

３．配当金に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年12月19日定時株主総会	普通株式	583	22	平成26年９月30日	平成26年12月22日
平成27年５月12日取締役会	普通株式	875	33	平成27年３月31日	平成27年６月15日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月22日定時株主総会	普通株式	1,009	利益剰余金	38	平成27年９月30日	平成27年12月24日

当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	26,731	－	－	26,731
合計	26,731	－	－	26,731
自己株式				
普通株式　（注）	179	0	0	179
合計	179	0	0	179

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少０千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	176
合計		－	－	－	－	－	176

３．配当金に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年12月22日定時株主総会	普通株式	1,009	38	平成27年９月30日	平成27年12月24日
平成28年５月13日取締役会	普通株式	1,062	40	平成28年３月31日	平成28年６月13日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月22日定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	40	平成28年９月30日	平成28年12月26日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1.　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）	当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
現金及び預金勘定	21,919百万円	19,552百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△5,300	△3,000
現金及び現金同等物	16,619	16,552

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、機械装置並びに工具、器具及び備品であります。

②　リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
１年内	141	145
１年超	226	255
合計	367	400

３．転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
流動資産	174	238
投資その他の資産	547	601

(2) リース債務

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
流動負債	174	238
固定負債	547	601

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

前連結会計年度（平成27年９月30日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	21,919	21,919	－
(2) 受取手形及び売掛金	6,411		
貸倒引当金	△34		
	6,376	6,376	－
(3) 投資有価証券	12,397	12,397	－
(4) 長期預金	9,400	9,401	1
資産計	50,093	50,095	1
(1) 買掛金	2,540	2,540	－
(2) 未払金	3,525	3,525	－
負債計	6,066	6,066	－

当連結会計年度（平成28年９月30日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	19,552	19,552	－
(2) 受取手形及び売掛金	6,335		
貸倒引当金	△36		
	6,299	6,299	－
(3) 投資有価証券	19,798	19,798	－
(4) 長期預金	7,000	7,004	4
資産計	52,651	52,655	4
(1) 買掛金	2,602	2,602	－
(2) 未払金	3,371	3,371	－
負債計	5,973	5,973	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度（平成27年９月30日）	当連結会計年度（平成28年９月30日）
その他有価証券（非上場株式）	503	156
関係会社株式	424	261
合計	928	418

これらについては、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前連結会計年度の「(3) 投資有価証券」、当連結会計年度の「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年９月30日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	21,915	－	－	－
受取手形及び売掛金	6,411	－	－	－
投資有価証券				
社債	－	－	8,000	－
長期預金	－	9,400	－	－
合計	28,326	9,400	8,000	－

当連結会計年度（平成28年９月30日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	19,549	－	－	－
受取手形及び売掛金	6,335	－	－	－
投資有価証券				
社債	－	－	4,500	12,000
長期預金	－	7,000	－	－
合計	25,885	7,000	4,500	12,000

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前連結会計年度（平成27年９月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,494	3,637	857
	(2) 債券			
	社債	505	500	5
	小計	5,000	4,137	862
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	6	6	△0
	(2) 債券			
	社債	7,391	7,503	△112
	小計	7,397	7,509	△112
合計		12,397	11,647	750

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額　503百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成28年９月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,420	1,244	176
	(2) 債券			
	社債	503	500	3
	小計	1,924	1,744	179
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,024	2,400	△376
	(2) 債券			
	社債	15,849	16,146	△296
	小計	17,874	18,547	△673
合計		19,798	20,291	△493

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額　156百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．売却したその他有価証券

前連結会計年度（平成27年９月30日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	－	－	－
(2) 債券			
社債	－	－	－
合計	－	－	－

当連結会計年度（平成28年９月30日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	250	－	－
(2) 債券			
社債	－	－	－
合計	250	－	－

３．減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社２社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度）及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社の退職一時金制度には退職給付信託を設定しております。

また、当社は総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しておりますが、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
退職給付債務の期首残高	4,084百万円	4,619百万円
会計方針の変更による累積的影響額	51	－
会計方針の変更を反映した期首残高	4,135	4,619
勤務費用	272	283
利息費用	41	46
数理計算上の差異の発生額	314	723
退職給付の支払額	△144	△159
退職給付債務の期末残高	4,619	5,512

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
年金資産の期首残高	3,000百万円	3,801百万円
期待運用収益	－	－
数理計算上の差異の発生額	0	128
事業主からの拠出額	800	－
退職給付の支払額	－	－
年金資産の期末残高	3,801	3,929

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
積立型制度の退職給付債務	4,209百万円	5,045百万円
年金資産	△3,801	△3,929
	408	1,115
非積立型制度の退職給付債務	410	467
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	818	1,583
退職給付に係る負債	818	1,583
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	818	1,583

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
勤務費用	272百万円	283百万円
利息費用	41	46
期待運用収益	－	－
数理計算上の差異の費用処理額	313	723
確定給付制度に係る退職給付費用	627	1,053

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

	前連結会計年度 (平成27年９月30日)	当連結会計年度 (平成28年９月30日)
現金及び預金	100%	100%
合　計	100	100

(注) 年金資産合計は、すべて当社の確定給付制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

運用益で信託報酬費用を賄うことを基本方針としておりますので、年金資産の長期期待収益率は、見込んでおりません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成27年９月30日)	当連結会計年度 (平成28年９月30日)
割引率	1.00%	0.00%
長期期待運用収益率	－%	－%
予想昇給率	1.00～1.85%	1.00～1.85%

３．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度227百万円、当連結会計年度237百万円であります。

４．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度115百万円、当連結会計年度120百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (平成27年３月31日)	当連結会計年度 (平成28年３月31日)
年金資産の額	735,622百万円	727,403百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	729,355	706,662
差引額	6,266	20,740

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度　1.47%　　(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

当連結会計年度　1.52%　　(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

(3) 補足説明

上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

（ストックオプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
販売費及び一般管理費	44	48

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　9名 当社監査役（社外監査役を除く）　2名	当社取締役（社外取締役を除く）　10名 当社監査役（社外監査役を除く）　2名 当社執行役員 13名	当社取締役（社外取締役を除く）　10名 当社監査役（社外監査役を除く）　2名 当社執行役員 13名	当社取締役（社外取締役を除く）　11名 当社監査役（社外監査役を除く）　2名 当社執行役員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 27,000株	普通株式 37,600株	普通株式 34,400株	普通株式 28,100株
付与日	平成24年３月12日	平成24年12月７日	平成25年12月９日	平成26年12月12日
権利確定条件	付されておりません。	付されておりません。	付されておりません。	付されておりません。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自　平成24年３月13日 至　平成59年３月12日	自　平成24年12月８日 至　平成59年12月７日	自　平成25年12月10日 至　平成60年12月９日	自　平成26年12月13日 至　平成61年12月12日

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　9名 当社監査役（社外監査役を除く）　2名 当社執行役員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 18,200株
付与日	平成27年12月11日
権利確定条件	付されておりません。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	自　平成27年12月12日 至　平成62年12月11日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
権利確定前　　（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後　　（株）				
前連結会計年度末	17,500	26,700	30,800	25,100
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	17,500	26,700	30,800	25,100

	第５回新株予約権
権利確定前　　（株）	
前連結会計年度末	－
付与	18,200
失効	－
権利確定	18,200
未確定残	－
権利確定後　　（株）	
前連結会計年度末	－
権利確定	18,200
権利行使	－
失効	－
未行使残	18,200

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
権利行使価格　　（円）	－	－	－	－
行使時平均株価　（円）	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価　　（円）	1,145	1,032	1,323	1,569

	第５回新株予約権
権利行使価格　　（円）	－
行使時平均株価　（円）	－
付与日における公正な評価単価　　（円）	2,670

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第５回新株予約権（ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①　使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②　主な基礎数値及び見積方法

	第５回新株予約権（ストック・オプション）
株価変動性（注）１	22.874%
予想残存期間（注）２	9.2年
予想配当（注）３	55円／株
無リスク利子率（注）４	0.229%

（注）１．9.2年間（平成18年10月から平成27年12月まで）の株価実績に基づき算定しております。

２．付与時点における取締役及び監査役及び執行役員の地位を喪失すると予想される日までの期間を基に算定しております。

３．平成26年９月期期末配当額22円と平成27年９月期中間配当額33円の合計額55円の配当実績によっております。

４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
繰延税金資産		
ソフトウエア制作費等	1,877百万円	1,989百万円
賞与引当金	807	883
退職給付に係る負債	276	501
退職給付信託	1,220	1,198
未払役員退職慰労金	24	18
未払事業税	96	151
投資有価証券評価損	51	136
賞与引当金に対応する法定福利費	130	141
資産除去債務	112	113
減損損失	135	116
その他有価証券評価差額金	－	172
その他	215	206
小計	4,942	5,629
評価性引当額	△362	△319
繰延税金資産合計	4,583	5,310
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	29	29
その他有価証券評価差額金	229	10
その他	0	0
繰延税金負債合計	258	40
繰延税金資産の純額	4,325	5,269

（注）前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
流動資産－繰延税金資産	1,894百万円	2,079百万円
固定資産－繰延税金資産	2,431	3,190
固定負債－その他	△0	－

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （平成27年９月30日）	当連結会計年度 （平成28年９月30日）
法定実効税率	35.4%	32.8%
（調整）		
住民税均等割	0.8	0.9
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.2	1.0
所得拡大促進税制による税額控除	△1.4	△1.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.9	3.2
その他	0.2	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.2	36.5

３．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年３月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立し、平成28年10月１日以降開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年10月１日から平成30年９月30日まで 30.7%

平成30年10月１日以降 30.5%

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は249百万円及びその他有価証券評価差額金が8百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が240百万円増加しております。

（資産除去債務関係）
前連結会計年度（平成27年９月30日）及び当連結会計年度（平成28年９月30日）
資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
【セグメント情報】
１．報告セグメントの概要
当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり経営者が経営資源配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。
当社グループは、事業別に「会計事務所事業」「地方公共団体事業」「印刷事業」の３つを報告セグメントとしております。
各報告セグメントの主なサービス・商品は次の通りであります。
「会計事務所事業」　（会計事務所またはその関与先企業向け）
情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売
「地方公共団体事業」　（地方公共団体（市町村等）向け）
情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売
「印刷事業」
コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントアウトサービス等

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。
報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。
セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度　（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額（注）１	連結財務諸表計上額（注）２
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	39,067	12,472	3,388	54,928	－	54,928
セグメント間の内部売上高又は振替高	10	0	1,986	1,997	△1,997	－
計	39,077	12,473	5,374	56,925	△1,997	54,928
セグメント利益	5,579	1,100	54	6,734	6	6,741
セグメント資産	19,560	9,165	5,547	34,274	42,562	76,836
その他の項目						
減価償却費（注）３	1,075	860	305	2,241	△2	2,239
持分法適用会社への投資額	424	－	－	424	－	424
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）３	938	2,970	1,292	5,200	－	5,200

（注）１．調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額６百万円は、セグメント間取引消去額７百万円、棚卸資産の調整額１百万円等であります。

(2)セグメント資産の調整額42,562百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産43,013百万円及びセグメント間取引消去額△451百万円等であります。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。

(3)減価償却費の調整額△２百万円は、未実現利益に係るものであります。

２.セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。

３.減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

当連結会計年度　（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額（注）１	連結財務諸表計上額（注）２
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	40,636	13,455	3,658	57,750	－	57,750
セグメント間の内部売上高又は振替高	10	0	1,930	1,942	△1,942	－
計	40,647	13,456	5,589	59,693	△1,942	57,750
セグメント利益	6,479	1,016	143	7,639	3	7,642
セグメント資産	22,665	8,872	5,715	37,253	43,862	81,116
その他の項目						
減価償却費（注）３	1,020	1,134	294	2,450	△1	2,449
持分法適用会社への投資額	261	－	－	261	－	261
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）３	2,586	1,829	144	4,559	－	4,559

（注）１．調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額３百万円は、セグメント間取引消去額７百万円、固定資産の調整額△３百万円等であります。

(2)セグメント資産の調整額43,862百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産44,246百万円及びセグメント間取引消去額△384百万円等であります。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。

(3)減価償却費の調整額△１百万円は、未実現利益に係るものであります。

２.セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。

３.減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90％を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90％を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額	連結財務諸表計上額
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業			
減損損失	2	0	－	2	－	2

当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額	連結財務諸表計上額
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業			
減損損失	－	－	1	1	－	1

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	永田智彦	－	－	税理士	(被所有)直接(0.0)	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注２）	17	売掛金	1
役員の近親者	飯塚るな子(当社代表取締役専務執行役員飯塚真規の近親者)	－	－	－	－	建物の賃借	建物の賃借（注２）	98	－	－
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人トップ（注３）	静岡県沼津市	6	税理士法人	－	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注２）	15	売掛金	1
	税理士法人大藤会計事務所（注４）	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	－	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注２）	15	売掛金	1

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件ないし取引条件の決定方針等

①賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

②情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

３．当社取締役齋藤保幸氏の共同設立法人であります。

４．当社代表取締役社長角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。

当連結会計年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ＴＫＣ金融保証㈱	東京都新宿区	100	金融業	(所有)直接(73.9)	金融関連事業の協業	株式の売却（注１①）	250	－	－
関連会社	アイ・モバイル㈱	東京都千代田区	262	情報提供サービス業	(所有)直接(30.0)	ホームページサービス開発・保守の委託	資金の貸付（注１②）	250	貸付金	146

（注）１．取引条件ないし取引条件の決定方針等

①株式の売却については、ＴＫＣ金融保証株式会社の取締役会（平成27年８月28日）にて決議された買取価格で行っており、他の株主と同一の価格であります。

②資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	芦川浩士	－	－	税理士	(被所有)直接(0.0)	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注１①）	10	売掛金	1
役員の近親者	飯塚るな子(当社代表取締役専務執行役員飯塚真規の近親者)	－	－	－	－	建物の賃借	建物の賃借（注１②）	98	－	－
							建物及び土地の購入（注１③）	126	－	－
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人トップ（注２）	静岡県沼津市	6	税理士法人	－	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注１①）	12	売掛金	1
	税理士法人青山アカウンティングファーム（注３）	東京都港区	8	税理士法人	－	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注１①）	17	売掛金	1
	税理士法人大藤会計事務所（注４）	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	－	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注１①）	14	売掛金	1

（注）１．取引条件ないし取引条件の決定方針等

①情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

②賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

③建物及び土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

２．当社取締役齋藤保幸氏の共同設立法人であります。

３．当社監査役松本憲二氏の共同設立法人であります。

４．当社代表取締役社長執行役員角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。

５．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
１株当たり純資産額	2,304.38円	2,374.07円
１株当たり当期純利益金額	151.18円	179.65円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	150.63円	178.88円

（注）１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
１株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額（百万円）	4,011	4,770
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額（百万円）	4,011	4,770
期中平均株式数（千株）	26,532	26,551
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（千株）	97	114
（うち新株予約権　（千株））	（　97）	（　114）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	――――――	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	平均利率 （%）	返済期限
短期借入金	60	40	1.00	－
１年以内に返済予定の長期借入金	71	71	0.83	－
１年以内に返済予定のリース債務	225	290	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	366	295	0.83	平成29年10月５日～ 平成33年10月29日
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	673	689	－	平成29年10月22日～ 平成32年５月22日
その他有利子負債 割賦購入未払金	200	149	0.53	平成28年10月22日～ 平成32年５月22日
計	1,597	1,551	－	－

（注）１．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

３．長期借入金、リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内 （百万円）	２年超３年以内 （百万円）	３年超４年以内 （百万円）	４年超５年以内 （百万円）
長期借入金	71	71	71	71
リース債務	276	243	128	40
その他有利子負債	38	36	24	－

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高（百万円）	14,065	29,708	43,702	57,750
税金等調整前四半期（当期）純利益金額（百万円）	2,542	5,236	7,838	7,573
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益金額（百万円）	1,720	3,364	4,959	4,770
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	64.80	126.71	186.78	179.65

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額（円）	64.80	61.91	60.06	△7.12

２【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,424	16,575
売掛金	※1 5,495	※1 5,383
リース投資資産	174	238
商品	117	198
仕掛品	150	69
原材料及び貯蔵品	109	124
前払費用	252	341
未収入金	※1 84	※1 76
繰延税金資産	1,822	1,909
その他	※1 288	※1 325
貸倒引当金	△33	△35
流動資産合計	27,886	25,207
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,788	5,772
構築物	101	154
車両運搬具	1	0
工具、器具及び備品	972	1,159
土地	6,091	6,352
建設仮勘定	880	―
有形固定資産合計	12,834	13,439
無形固定資産		
ソフトウエア	2,497	2,817
ソフトウエア仮勘定	697	694
電話加入権	26	26
その他	0	0
無形固定資産合計	3,221	3,538
投資その他の資産		
投資有価証券	12,786	19,853
関係会社株式	690	502
出資金	100	100
長期貸付金	―	※1 172
長期前払費用	29	340
繰延税金資産	2,311	2,998
長期預金	9,400	7,000
差入保証金	1,414	1,265
長期リース投資資産	547	601
その他	13	10
投資その他の資産合計	27,292	32,845
固定資産合計	43,347	49,822
資産合計	71,234	75,030

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 2,406	※1 2,468
リース債務	174	238
未払金	※1 2,204	※1 1,916
未払法人税等	1,215	2,127
未払事業所税	50	51
未払消費税等	753	397
前受金	382	978
預り金	305	331
賞与引当金	2,305	2,660
設備関係未払金	※1 365	※1 329
その他	15	－
流動負債合計	10,180	11,500
固定負債		
リース債務	547	601
退職給付引当金	408	1,115
その他	403	442
固定負債合計	1,359	2,159
負債合計	11,539	13,660
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金	5,409	5,409
その他資本剰余金	10	10
資本剰余金合計	5,419	5,419
利益剰余金		
利益準備金	688	688
その他利益剰余金		
別途積立金	44,457	46,557
繰越利益剰余金	3,155	3,527
利益剰余金合計	48,301	50,773
自己株式	△346	△347
株主資本合計	59,074	61,545
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	492	△351
評価・換算差額等合計	492	△351
新株予約権	127	176
純資産合計	59,694	61,370
負債純資産合計	71,234	75,030

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
売上高	※1 50,957	※1 53,361
売上原価	※1 16,836	※1 17,862
売上総利益	34,120	35,499
販売費及び一般管理費	※1,※2 27,401	※1,※2 28,069
営業利益	6,719	7,429
営業外収益		
受取利息	※1 29	※1 39
受取配当金	※1 154	※1 113
受取地代家賃	※1 38	※1 38
受取補償金	56	―
その他	※1 34	※1 45
営業外収益合計	313	236
営業外費用		
為替差損	0	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	7,032	7,665
特別利益		
固定資産売却益	1	11
特別利益合計	1	11
特別損失		
固定資産除却損	81	33
関係会社株式評価損	―	287
減損損失	2	―
特別損失合計	83	321
税引前当期純利益	6,949	7,355
法人税、住民税及び事業税	2,412	3,201
法人税等調整額	463	△388
法人税等合計	2,876	2,813
当期純利益	4,073	4,542

【売上原価の明細書】

（イ） 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価明細書

		第49期 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）			第50期 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
Ⅰ　材料費			3,264	27.8		3,347	27.7
Ⅱ　労務費	※１		2,093	17.8		2,176	18.0
Ⅲ　経費							
１．電算機賃借料		322			350		
２．保守業務委託費		1,459			1,377		
３．減価償却費		563			529		
４．保守修繕費		639			641		
５．消耗品費		1,397			1,493		
６．その他		2,011	6,394	54.4	2,157	6,549	54.2
当期総費用			11,752	100.0		12,074	100.0
期首仕掛品たな卸高			376			150	
他勘定からの受入高	※２		788			1,052	
合計			12,917			13,276	
期末仕掛品たな卸高			150			69	
他勘定への振替高	※３		1,411			1,131	
当期情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価			11,356			12,076	

（注）１．労務費には、次の引当金繰入額等が含まれております。なお、（　）内は前期の金額であります。

賞与引当金繰入額　438百万円（390百万円）

退職給付費用　　89百万円（ 79百万円）

２．他勘定からの受入高は、ソフトウェアの償却額を振り替えたものであります。

３．他勘定への振替高は、ソフトウェアの制作に係る費用をソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に振り替えたものであります。

４．原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

（ロ） オフィス機器及びサプライ売上原価明細書

		第49期 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）		第50期 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
Ⅰ　期首たな卸高		110	2.0	117	2.0
Ⅱ　当期仕入高		5,488	98.0	5,866	98.0
合計		5,598	100.0	5,984	100.0
Ⅲ　期末たな卸高		117		198	
当期オフィス機器及びサプライ売上原価		5,480		5,786	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,700	5,409	－	5,409	688	42,057	3,007	45,753
会計方針の変更による累積的影響額							△65	△65
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,700	5,409	－	5,409	688	42,057	2,941	45,687
当期変動額								
別途積立金の積立						2,400	△2,400	－
剰余金の配当							△1,459	△1,459
当期純利益							4,073	4,073
自己株式の取得								
自己株式の処分			10	10				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	10	10	－	2,400	213	2,613
当期末残高	5,700	5,409	10	5,419	688	44,457	3,155	48,301

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△403	56,458	374	374	100	56,934
会計方針の変更による累積的影響額		△65				△65
会計方針の変更を反映した当期首残高	△403	56,393	374	374	100	56,868
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△1,459				△1,459
当期純利益		4,073				4,073
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	60	70				70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			117	117	26	144
当期変動額合計	57	2,681	117	117	26	2,825
当期末残高	△346	59,074	492	492	127	59,694

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,700	5,409	10	5,419	688	44,457	3,155	48,301
当期変動額								
別途積立金の積立						2,100	△2,100	－
剰余金の配当							△2,071	△2,071
当期純利益							4,542	4,542
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	0	0	－	2,100	371	2,471
当期末残高	5,700	5,409	10	5,419	688	46,557	3,527	50,773

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△346	59,074	492	492	127	59,694
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△2,071				△2,071
当期純利益		4,542				4,542
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△843	△843	48	△794
当期変動額合計	△1	2,470	△843	△843	48	1,675
当期末残高	△347	61,545	△351	△351	176	61,370

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

1)時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2)時価のないもの

移動平均法による原価法

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品・原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②仕掛品

進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

①ソフトウエア

1)市場販売目的のソフトウエア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（３年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

2)自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間を５年とする定額法

②その他

定額法

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエア（ソフトウエアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

(1)当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2)その他のプロジェクト

工事完成基準

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更が財務諸表に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表関係）

※1.　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
関係会社に対する短期金銭債権	33百万円	72百万円
関係会社に対する長期金銭債権	－	122
関係会社に対する短期金銭債務	600	523

（損益計算書関係）

※1.関係会社との取引高

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
営業取引による取引高		
売上高	32百万円	66百万円
仕入高	2,282	2,667
営業費用	1,415	1,173
営業取引以外の取引による取引高	16	10

※2.　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57.4%、当事業年度56.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42.6%、当事業年度43.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
給与	8,297百万円	8,721百万円
賞与引当金繰入額	2,031	2,325
退職給付費用	828	1,086
減価償却費	546	529
賃借料	1,919	1,988
研究開発費	124	74

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式348百万円、関連会社株式341百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式448百万円、関連会社株式54百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	1,774百万円	1,862百万円
賞与引当金	756	816
退職給付引当金	131	340
退職給付信託	1,220	1,198
未払事業税	93	141
投資有価証券評価損	91	174
未払役員退職慰労金	18	17
賞与引当金に対応する法定福利費	122	131
資産除去債務	107	103
減損損失	133	112
その他	210	380
小計	4,660	5,280
評価性引当額	△286	△345
繰延税金資産合計	4,373	4,935
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	213	－
資産除去債務に対応する除去費用	26	27
繰延税金負債合計	239	27
繰延税金資産の純額	4,133	4,907

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
法定実効税率	35.4%	32.8%
（調整）		
住民税均等割	0.8	1.0
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.2	1.0
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△0.4	△0.1
所得拡大促進税制による税額控除	△1.4	△1.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.8	3.1
その他	0.0	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4	38.2

３．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年３月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立し、平成28年10月１日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年10月１日から平成30年９月30日まで 30.7%

平成30年10月１日以降 30.5%

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は239百万円およびその他有価証券評価差額金が9百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が230百万円増加しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	4,788	1,349	10	354	5,772	10,341
	構築物	101	67	0	14	154	430
	車両運搬具	1	－	－	1	0	44
	工具、器具及び備品	972	687	17	483	1,159	5,420
	土地	6,091	269	8	－	6,352	－
	建設仮勘定	880	459	1,339	－	－	－
	有形固定資産計	12,834	2,833	1,375	854	13,439	16,237
無形固定資産	ソフトウエア	2,497	1,569	－	1,249	2,817	2,745
	ソフトウエア仮勘定	697	723	726	－	694	－
	電話加入権	26	－	－	－	26	－
	その他	0	－	－	0	0	0
	無形固定資産計	3,221	2,293	726	1,249	3,538	2,745

（注）当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	新ＳＥＣビルの建物	1,148百万円
ソフトウエア	市場販売目的のソフトウエア制作費	509百万円
	自社利用目的のソフトウエア制作費	625百万円
	外部購入ソフトウエア	435百万円

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	33	35	33	35
賞与引当金	2,305	2,660	2,305	2,660

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月１日から９月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	９月30日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	――――――
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故等により電子公告ができない場合、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL　http://www.tkc.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第49期）（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）平成27年12月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成27年12月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書
（第50期第１四半期）（自　平成27年10月１日　至　平成27年12月31日）平成28年２月12日関東財務局長に提出。
（第50期第２四半期）（自　平成28年１月１日　至　平成28年３月31日）平成28年５月16日関東財務局長に提出。
（第50期第３四半期）（自　平成28年４月１日　至　平成28年６月30日）平成28年８月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
平成28年12月26日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月22日

株式会社ＴＫＣ

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　毛利　篤雄　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野田　裕一　印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＴＫＣの平成27年10月１日から平成28年９月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＫＣ及び連結子会社の平成28年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ＴＫＣの平成28年９月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ＴＫＣが平成28年９月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月22日

株式会社ＴＫＣ

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　毛 利　篤 雄　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野 田　裕 一　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＴＫＣの平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＫＣの平成28年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月26日
【会社名】	株式会社ＴＫＣ
【英訳名】	ＴＫＣ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　角　一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役　副社長執行役員　経営管理本部長　岩田　仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社ＴＫＣ東京本社 （東京都新宿区揚場町２番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、統制実施者の判断の誤り、不注意等によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境変化等には対応できない場合があり、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年９月30日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社１社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、上記以外の連結子会社２社及び持分法適用会社２社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね２／３に達している当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しています。

３【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

４【付記事項】

該当事項はありません。

５【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月26日
【会社名】	株式会社ＴＫＣ
【英訳名】	ＴＫＣ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　角　一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役　副社長執行役員　経営管理本部長　岩田　仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社ＴＫＣ東京本社 （東京都新宿区揚場町２番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第50期（自平成27年10月１日　至平成28年９月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

２【特記事項】

特記すべき事項はありません。